

## 4. 環境衛生活動

### (1) 震災対応業務

#### —食品衛生班—

### I. 避難所への巡回指導

#### 1. 概要

震災により多くの住居が被災・損壊し、被災者は学校、体育館、集会場等の避難所で生活することとなった。避難所の居住環境は大変過密であり、加えて、電気、水道、下水道の停止、食料の不足、食品保管設備や衛生物資不足、害虫の発生やヘドロに由来する埃等様々の要因から衛生確保が困難となることが予測された。これらの要因から、大規模な食中毒の発生、特にノロウイルスによる食中毒の発生が危惧されたため避難所の衛生状況の確認と指導を実施した。

当初は避難所へのおにぎりやパン等の配給のほか、物資不足と不十分な施設において被災者自らの調理が行われていたが、4月ごろに被災地外から大量の弁当が提供され、6月ごろには復旧した地元の弁当調理業者による提供も始まり、次第に食事調達の方法が複雑となっていた。このようなことから、地元の弁当調理施設や物資集配場の衛生状況の確認及び指導を実施した。

#### 2. 各期間における対応

##### (1) I期 (H23年3月11日～3月末)

平成23年3月19日から巡回指導を開始した。管内に所在する避難所をできるかぎり多く巡回指導することとした。

##### (2) II期 (4月～6月)

4月は3月に巡回できなかった女川町、石巻市雄勝地区、同市北上地区、同市牡鹿地区を重点的に実施した。管内に所在する弁当提供施設と物資集配場の巡回指導も実施した。

5月は石巻市本庁地区及び東松島市に所在する避難所の巡回指導をした。

6月はまだ巡回していない石巻市本庁地区の避難所を重点的に巡回指導した。

##### (3) III期 (7月～9月)

石巻市河北地区、同市河南地区、同市本庁地区の未巡回の避難所を巡回した。

##### (4) IV期 (10月～)

避難所等の巡回指導は終了し、通常業務に移行した。

#### 3. 巡回指導実施結果

##### (1) 避難所

避難所の巡回は、食品衛生担当者、保健師、栄養士が訪問し、以下の項目について確認し、不足している点があれば助言を行った。避難所によっては弁当の置き置き状況について、避難住民から直接話を聞き助言することもあった。また、衛生意識を高めるため、食中毒予防等のチラシを配布した。

##### 【避難所の衛生状況確認項目】

- ・ライフラインは普及しているか
- ・避難所は下足禁止にしているか
- ・トイレは衛生的であるか
- ・調理は衛生的に行っているか

- ・食品の保管は衛生的か
- ・マスク、消毒液等の衛生物資はあるか
- ・避難所にペットを持ち込んでいないか

平成23年3月19日から7月25日までに、174施設の避難所の巡回を実施した。内訳は、女川町20施設、石巻市本庁地区74施設、同市河北地区4施設、同市雄勝地区13施設、同市河南地区7施設、同市桃生地区3施設、同市北上地区11施設、同市牡鹿地区15施設、東松島市27施設だった。道路事情やその他の要因で巡回できなかった施設もあった。巡回指導の結果は以下のとおり。

#### 【ライフラインの遮断】

震災直後は水道、電気、ガス等のライフラインが停止しており、食事の調理、食器や器具の洗浄に不自由があった。食器・器具の洗浄に殺菌していない沢水を使用することもよく見られ、特に飲用水が不足した避難所では沢水も調理や飲用に使用していたため、煮沸して使用するよう助言した。

4月に巡回した女川町、石巻市雄勝地区、同市北上地区、同市牡鹿地区ではまだ水道、電気は復旧していなかった。ガスは従来から利用しているガスボンベを使用していた。地域によってかなり状況が異なるが、5月頃からは徐々に水道や電気が復旧する施設が増えていった。

#### 【避難所内の下足禁止】

震災直後から4月にかけて巡回したほとんどの避難所は下足で屋内にあがる状況であった。寝食をする個人のスペースでは下足を脱ぐが、そこに至る通路や共通スペース、トイレ等は下足で上がっていた。震災直後の混乱した状況ではやむを得なかったが、屋内では履き物を換えるよう助言を続けた。また、石巻市、ボランティア及び当所合同の避難所清掃キャンペーンもあり、5月から6月頃に巡回した避難所では履き物を替え、清潔な居住環境となっていた。

#### 【トイレの衛生状況】

震災後、水道の停止により水洗トイレは使用できなくなり、仮設トイレを使用した。仮設トイレが行き渡らない避難所では、離れた場所に穴を掘ってトイレを自作して使用した。震災直後は水道が復旧していないために手洗いができず、消毒液による対応しかできなかった。トイレがノロウイルスの感染源とならないように清掃と使用後の手指消毒を徹底するよう指導した。一部屋内トイレが使用できた避難所には履き物を換えることを指導した。4月は当所がトイレ清掃プロジェクトを実施しており、トイレの清潔保持は良好な避難所が多かった。ほとんどの避難所で衛生状況は良好だった。

#### 【調理場の衛生状況】

調理場の状況は避難所により異なっていた。学校等の避難所では区画された調理場があるが、地域の集会場等では、下足で入る調理場やひさし又は覆いがかかった屋外調理場もみられた。

屋内の調理施設は衛生状況が概ね良好であったが、下足で入る調理施設や屋外施設は震災の被害がひどく直ちに対応ができなかったため、加熱調理の徹底と食品の汚染に注意するよう助言した。震災直後から5月頃までの間は、ほとんどの施設で冷蔵庫がないため、食品の鮮度確認をするよう指導した。

調理従事者は家庭の主婦の他、給食施設の従事者、食品営業従事者など調理経験者が従事しており、加熱の徹底、器具等の消毒、二次汚染の危害防止等をよく理解して調理作業をしていた。避難所によっては県外からのボランティアや自衛隊が調理していたが、衛生管理について注意して調理作業をしていた。

6月から7月に巡回した避難所では、弁当の提供が開始されたため自ら調理する施設は減っていった。

#### 【食料の保管について】

震災から数日後には食料が外部から届けられるようになったが、消費・賞味期限切れのおにぎり、パンをやむを得ず利用していた。3月はまだ気温が低い時期であったため心配は少なかったが、4月になると気温も徐々に上がり、食品の劣化や腐敗等が懸念されたが改善されるには至らなかった。

6月以降は地元業者による弁当の提供数も増え、被災市町によっては1日あたり1万食以上の提供食数が継続した。このため、搬送時の保管温度、保管場所の衛生や温度、被災者への受け渡し後の弁当の置き置きなど懸念される要因が多かった。避難所では配達された弁当の保管場所は温度管理ができないため、置き置きはせずに当日午後9時までに食べるよう指導した。

#### 【衛生関連物資について】

震災直後から4月頃に巡回した避難所はマスク、手指消毒液、使い捨て手袋等が非常に不足していたため、関係市町への情報提供と当所が入手した物資の提供を実施した。その後、6月に巡回した避難所では概ね衛生関連物資が十分に配布されている施設が多く、物資確保の状況は徐々に改善されたと思われる。

#### 【避難所内の飼い犬、猫】

飼い犬、飼い猫は屋外に置く避難所が多かったが、中にはやむを得ず屋内に置いていることもみられた。食中毒や感染症等の懸念があったため避難所内で飼わないよう助言していたところ、6月から7月に訪問した避難所ではほとんどが改善していた。

#### 【その他：衛生害虫】

気温が高くなってきた6月頃から、海岸に近い地域ではハエが大発生し、おびただしい数が避難所や仮設トイレに侵入し、汚染を媒介する懸念があった。避難所では網戸もなく、ハエ取りテープやトイレの殺虫剤では対応しきれなかった状況であったが、海岸周辺地域の害虫駆除が実施され、秋頃には害虫が減少した。

## (2) 弁当調理施設

地元の調理施設では数百食の調理が想定されたため、大規模食中毒の発生が危惧された。ほとんどの施設は地震や津波により被災しており、修理状況や食品の取扱状況を確認することが必要であった。食品衛生担当者が調理施設に立ち入り、以下の項目を確認した。

#### 【確認項目】

- ・施設は衛生的か
- ・震災による破損箇所は修理してあるか
- ・放冷、盛りつけ場所はあるか
- ・調理終了後、喫食までの時間が長すぎないか

#### 【確認結果】

弁当等提供施設の指導は、4月下旬から7月にかけて32施設実施した。管内の施設はライフラインの復旧後、被災した施設を修理し6月頃から営業の再開が増えていった。一部、床や扉の修理が必要な施設があったが、概ね震災前の状態に修理しており、施設の衛生管理も震災前と同程度に改善していた。地域によっては施設の被害が甚だしく、新規に施設を設け営業許可を取得した事業者もあった。弁当提供数は1施設あたり200食程度から1,000食以上と施設の規模により異なっていた。一部の施設は盛りつけ場所や放冷場所が狭いため、施設規模に応じた数量を製造するよう指導した。喫食までの時間の管理については、弁当提供事業者及び避難所を運営する関係市町が特に注意していた。弁当は夕食用であり、概ね昼頃までに調理し、午後2時頃に集配場に届けられ、午後4時頃には避難所に配達され、速やかに避難住民に渡るようにスケジュール管理されていた。

## (3) 物資集配場

弁当は調理施設から物資集配場へ搬送され、そこから各避難所に配達された。このほか、おにぎり、パン等も物資集配場から各避難所に配達された。食品衛生担当者が以下の項目に着目して食品の管理状況を確認した。

#### 【確認項目】

- ・食品の保管場所及びその周囲は衛生的か
- ・食品と食品以外の物資は分けて保管しているか
- ・品温管理が必要な食品は適切に保管しているか
- ・弁当等は喫食までの時間が長すぎないか

#### 【確認結果】

物資集配場は5月から7月にかけて、規模が大きい施設を中心に9か所の巡回を実施した。集配規模は、朝食及び夕食を一日あたり各1万食以上集配する施設から数百食程度まで大小様々であった。物資集配場は学校等の体育館、管内市町庁舎等に設けられており、集配場内及び周囲は衛生上、概ね問題ない場所だった。ほとんどの施設は広さの都合で食品と食品以外が同じ施設内に置かれていたが、場所を分けて保管していた。更に食品はレトルト食品や缶詰、ジュース・飲料水等日持ちする食品と、弁当やおにぎり等日持ちしない食品を分けて保管していた。ほとんどの集配場は食品の温度管理ができないため、弁当やおにぎり等は冷暗所に保管するほかに対応できない状況であった。このため、物資集配場に入った弁当等はなるべく時間を置かず避難所へ向けて配達する対応をしていた。一部の集配場では配送用の保冷車又は冷蔵車の使用もあった。

#### 4. 考察・検証

震災直後から4月頃までは避難所内の衛生確保の困難、物資不足、消費期限内の食料提供の困難、避難所における調理の衛生等課題が多かったが、6月頃ではライフラインの復旧、仮設トイレや衛生物資の充足、避難所内の下足禁止、弁当調理施設及び物資集配場の衛生確保等により徐々に衛生状況が向上していったと思われる。

避難所は震災から6か月経過した平成23年の秋頃までに徐々に閉鎖され、被災者は仮設住宅等へ入居していった。その後、地域によっては在宅被災者への食事提供が継続したが、11月頃までに食事提供は終了した。その間、避難所において食中毒の発生や有症苦情等の通報はなかった。提供された弁当に対するクレームはしばしば運営する市町に寄せられていたとのことであり、そのうち数件が当所にも通報されたが健康危害が発生した事故はなかった。当初は大規模な食中毒の発生が危惧されたが、事故が起らなかったのは、食事を提供する側のみならず、食事を提供される側も細心の注意を払った結果であり、被災者や関係市町、調理や配達を請け負った関係事業者にとって大きな成果であると思われる。

# 食中毒に注意しましょう

気温も高くなり、食中毒が起こりやすい季節になりました。  
炊き出しによる食中毒を防ぐため、調理や食品の衛生管理に十分注意してください。

## 最も大事なことは 手洗い！

食事の前、トイレの後は、手をよく洗い、備えつけのアルコールスプレーがあれば手をよく乾かしてからスプレーして消毒をしましょう。  
食中毒対策にも手洗いは重要です。



## 臭いなどに異常がないか確認して食べましょう！

配布する時に異常がないか確認していますが、弁当などは保存状態によっては傷みやすくなります。少しでもおかしいな、と思ったら避難所スタッフまで申し出てください。



石巻保健所 食品衛生班 TEL 0225-95-1417

# 配給食品の受入・配布時の注意点

被災者に対する生活支援の一環として、弁当など食品が配布されていますが、食品は生活用品のような支援物資と違い、不適切な取扱いによっては**食中毒事故**を引き起こす危険性があります。

## 食品受入時のポイント

1. 検品してから、受入日時と賞味期限を外箱のダンボール等にマジックで目立つように記入し、先入れ先出しを徹底する。
2. 食品は他の支援物資と別にして管理する。



## 食品配布時のポイント

1. ロット毎ににおい、外観、容器の破損などの異常がないか確認してから配布する。
2. 傷みやすい食品（おにぎり等）は直射日光を避け涼しい場所に保管して、できるだけ早めに配布する。
3. 被災者の方には、涼しい場所に保管して、できるだけ早めに食べきり、次の食事にまわさないよう周知してください。

石巻保健所 食品衛生班 TEL 0225-95-1417

## 炊き出し施設の衛生管理ポイント

炊き出しへのご協力、お疲れ様です。

さて、気温も高くなり食中毒が起こりやすい季節になりました。

炊き出しによる食中毒を防ぐため、調理や食品の衛生管理に十分注意してください。

### 調理従事者の清潔、健康管理

調理従事者は、清潔な服装を心がけ、できれば使い捨ての手袋、マスクの使用、三角巾等で毛髪を覆うなどをお願いします。

体調不良の方、下痢をしている方、手指にキズや化膿傷がある方は、食品や原材料に直接触れる作業に従事しないで下さい。

### 手洗いの励行

調理前やトイレの後はもちろん  
原材料に触った後  
盛り付けの前

石けんと消毒液(アルコール等)  
を使用して手を洗いましょう。



### 調理器具の洗浄と消毒

調理器具や作業台は、使用后や作業が変わる度に、洗浄と消毒(アルコール殺菌等)を行ってください。

原材料に使用した器具をそのまま調理済みの食品用に使用しないでください。

なお、アルコールは器具の水気を除き、乾燥した状態で使用してください。

### 提供食品は加熱調理品

食中毒防止の点から、提供する食品は加熱調理品とし、十分に加熱してください。

### 施設

不衛生な場所に設置せず、防じんのために屋根、覆いなどを設けてください。

### 食材や使用水の管理

冷蔵又は冷凍が必要な食材は冷蔵庫又は冷凍庫で保管し、温度確認をしてください。

使用水は水道水など飲用に適する水を用意し、ふた付き容器に保管してください。

### 廃棄物容器・汚水容器

ふた付きで十分な容量の容器を用意してください。

## Ⅱ. 営業許可施設への指導

### 1. 概要

海岸に近い営業許可施設のほとんどが全壊若しくは大規模半壊であった。特にかき処理場（82施設）においては全施設が被災し、平成23年度に再開できたのは8施設で（平成24年1月5日現在）、養殖棚も被災しており生産量は例年の1割程度とされている。

営業許可関係では、4月下旬頃から飲食店営業を中心に再開の傾向がみられ、7月からは他の業種も追随する傾向がみられた。



【被災した石巻魚市場】

水産加工関係の業種については、魚市場の復旧はもちろんのこと、嵩上げを伴う護岸工事及び工場敷地自体の嵩上げが必要なことから復旧が追いつかない状況にあり、やむを得ず管轄外での仮営業で急場を凌いでいる業者もみられた。これらの業種は海岸に近いため全壊が多く、工場を再建するにしても資材・人材が不足している上に、排水設備の復旧工事の遅れなどからなかなか思うようにいかない状況にある。

食品衛生法に基づく許可施設4,482の約半数（推定）が被災し、食品衛生取締条例に基づく登録施設453の約半数（推定）が被災した。被災した施設の約9割が津波によるものだった。

### 2. 各期間における対応

#### (1) I期（H23年3月11日～3月末）

- ・通知により、営業許可の有効期限が平成23年3月11日から平成23年8月30日までに満了する営業者等については平成23年8月31日までの有効期間延長の措置が執られた。
- ・身内の安否確認が優先されたためと当所の移転場所（石巻合同庁舎→東部下水道事務所→石巻西高等学校）が周知されていなかったこともあり、相談者は少なかった。
- ・通信網の回復が遅れたこともあり、避難所の監視指導をしながらの被災状況確認となった。

#### (2) II期（4月～6月）

- ・通知により、災害により被災し当該施設等を復旧して営業を再開するにあたり、申請が必要な場合に係る手数料全額免除の措置が執られた。
- ・4月下旬から飲食店営業再開に向かっての相談や許可申請がされるようになってきた。
- ・6月からは製造業や水産加工関連の復旧に向かっての相談が増加してきた。
- ・避難所の監視指導と併行しての業務になった。

#### (3) III期（7月～9月）

- ・通知により、平成24年2月29日までの許可有効期限再延長措置が執られた。
- ・魚市場仮営業施設及び膜構造建築物による魚介類せり売業許可の申請あり、漁港としての機能が徐々に復旧してきた。
- ・漁港が復旧してきたことにより、製造業や水産加工関連の許可申請が増加してきた。
- ・避難所が徐々に閉鎖（東松島市は8月31日全避難所閉鎖）されてきたことにより業務の中心が営業許可関係になってきた。

#### (4) IV期（10月～）

- ・かき処理場設置許可申請開始。生食用かきの加工基準に基づき海水検査の実施した。
- ・かき袋詰め業者は9割が復旧した。取扱量は少ないものの他県産・輸入かきを扱うことで対応している。
- ・全避難所（待機所含む）の閉鎖（石巻市10月11日（待機所12月11日）、女川町11月9日）により、

業務内容は通常に戻ったが、被災からの復旧が主になっている。

### 3. 実施結果

- ①通知に基づき有効期間延長の措置を執った。
- ②災害に関して一部施設基準が緩和されたものの、それ以外は通常の施設基準で監視した。
- ③再開の仕方には次のような方法がみられた。
  - ・現行許可のまま修理して再開
  - ・従前の施設を大規模に変更修理して廃業・新規申請での再開
  - ・従前の施設を建て替えて廃業・新規申請での再開
  - ・従前の施設を廃業し、別の場所で新規申請による再開
- ④かき処理場設置許可申請については大潮の満潮時に施設内が冠水しないか否か事前に確認し、冠水しないことを確認した施設のみ申請させた。そのため、岸壁の復旧工事完了後に申請する業者もいた。

### 4. 考察・検証

- ①復旧に際し施設基準が一部緩和されたものの、それ以外は通常と同様の扱いとなるため、復旧と衛生保持との両立に困難を極めた。業者は自己資本と借入金を併せ、目標とする規模で営業したいと考え、当所に相談もなく建設業者との打ち合わせのみで工場を作ってしまう、許可申請の段階で基準に合わないことを知るといったことが多くみられた。しかし、施設基準はすべての業者に平等に適応させることを基本に考えて指導した。
- ②7月以降は製造業関係の再開に向けた相談が多く、約9割以上が何らかの災害を受けた県民からのものだった。避難所の監視は少なくなってきたものの、業者の中には同じ案件で何度も来所する者や、施設基準と資金の相談が多く、窓口はいつも混雑していた。
- ③これらの申請者は一日でも早く収入を得る必要があるということで「すぐに検査してほしい」と言われることが多く、当所としてもできるだけこれらの要望に応えるために迅速な許可書交付の努力をした。
- ④ボランティアメンバーでの申請では衛生よりも復興という考えが強く、衛生確保の重要性を認識するまで何度も説明を要することがあった。

### 5. 今後の方向性

- ①業者は復旧と衛生管理を両立させなければならないことは承知しているものの、資材不足や作業員不足により一部完成した箇所から使用したいという申し出が数件あり、基準と照らし合わせて合致していればこの箇所についての使用を認め、後日すべて完成した時点で残りを検査するという措置を執った。災害時はこのような対応も必要と思われた。
- ②7月以降は製造業を中心に再開に向けた相談が増加した。再開したい時期が重なることが多く、一度に何人も来所することがあり対応に苦慮した。相談の内容もいつ工事に着手できるかも分からない状況のものも多く、事前に情報だけでも入手したいという相談も多かった。管内の復旧状況の把握が重要と思われた。
- ③7月以降は次第に避難所が閉鎖されつつあったが、逆に営業許可関係の相談が多く、通常の営業許可業務よりも業務量が多い状態が続いている。

## I. 埋火葬の状況

### 1. 概要

東日本大震災により当所管内の火葬場では、施設被害、停電及び燃料不足などにより、通常どおりの火葬業務を行うことができなくなった。公衆衛生上の観点から御遺体については火葬を行うことが一般的であるが、予想をはるかに上回る甚大な被害を広範囲に受け、火葬場が被災したこと及び多数の御遺体が火葬場の処理能力を超えたことから、埋葬に関する相談が市町より寄せられた。墓地、埋葬等に関する法律に関する事務は事務処理の特例に関する条例に基づき市町村に移譲しているところであるが、当所では、県食と暮らしの安全推進課と連携しながら、埋葬を行う際の墓地の選定や手続き等について情報提供を行った。また、県内及び県外火葬場の受入状況についても情報提供を行った。

### 2. 各期間における対応

#### (1) I期（平成23年3月11日～3月末）

- ・震災による埋葬等に係る国、県からの通知及び県内外の火葬場受入状況を各市町へ周知
- ・埋葬状況の現地調査
- ・県食と暮らしの安全課あて埋葬状況の現地調査結果及び埋葬件数報告

#### (2) II期（4月～6月）

- ・震災による埋葬等に係る国、県からの通知及び県内外の火葬場受入状況を各市町へ周知
- ・埋葬状況の現地調査
- ・県食と暮らしの安全課あて埋葬状況の現地調査結果及び埋葬件数報告

#### (3) III期（7月～）

- ・県食と暮らしの安全課あて埋葬件数報告

### 3. 実施結果

#### (1) 通知及び情報提供の内容

##### 【国からの通知を踏まえ県環境生活部長通知】

- 3月16日付 「市町村が特例許可証を発行できない場合に土葬を行う場合の手続きについて」
- 3月17日付 「墓地・埋葬等に関する法律に基づく埋火葬の特例措置について」
- 3月22日付 「火葬にかかる災害救助法の取扱いについて」
- 4月22日付 「火葬にかかる災害救助法の取扱いについて」
- 5月6日付 「平成23年（2011年）東日本大震災の発生を受けた墓地、埋葬等に関する法律に基づく焼骨の埋蔵等に係る特例措置について」
- 5月25日付 「埋葬に係る災害救助法の取扱いについて」

##### 【国からの通知を踏まえ県保健福祉部保健福祉課長より各市町へ通知したもの】

- 4月6日付 「災害救助法における埋葬について」

##### 【火葬場の受け入れ状況について県食と暮らしの安全推進課長より通知したもの】

- 3月17日付 「県内の火葬場の稼働状況について」

その後の最新状況については、各市町へのFAXや、県食と暮らしの安全推進課ホームページで周知を行った。

## (2) 埋葬の状況

埋葬開始の際には、埋葬場所として選定された墓地及び埋葬作業の確認のため、獣疫薬事班が立ち会いを行った。その後は、各市町で行った埋葬数について調査し、県食と暮らしの安全推進課あて報告を行った。

各市町の埋葬状況は以下のとおりである。

### 【石巻市】

- a. 埋葬開始月日 3月23日～
- b. 埋葬場所 以下の7か所
  - ・北鱒山墓地（石巻市本庁地区）
  - ・上品山牧場（同市河北地区）
  - ・北上町十三浜（同市北上地区）
  - ・沢田（同市本庁地区）
  - ・雄勝町峠岬公園隣接地（同市雄勝地区）
  - ・鮎川浜清崎山（同市牡鹿地区）
  - ・元明神（同市本庁地区）
- c. 埋葬件数 計 993 体（全御遺体数 3,852 体、埋葬率 25.8%）の御遺体について埋葬が行われた。
- d. 埋葬後の対応 埋葬した御遺体は、8月17日までには改葬し茶毘に付した。

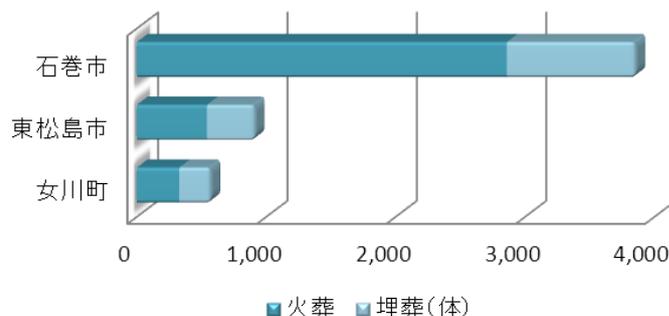
### 【東松島市】

- a. 埋葬開始月日 3月22日～
- b. 埋葬場所 東松島市営墓地（大塩地区）
- c. 埋葬件数 計 369 体（全御遺体数 911 体、埋葬率 40.5%）の御遺体について埋葬が行われた。
- d. 埋葬後の対応 埋葬した御遺体は、10月10日までには改葬し茶毘に付した。

### 【女川町】

- a. 埋葬開始月日 3月24日～
- b. 埋葬場所 鷺の神公園
- c. 埋葬件数 計 241 体（全御遺体数 569 体、埋葬率 42.4%）の御遺体について埋葬が行われた。
- d. 埋葬後の対応 埋葬した御遺体は、6月10日までには改葬し茶毘に付した。

火葬と埋葬の割合





【埋葬状況1（東松島市営墓地）】



【埋葬状況2（東松島市営墓地）】

#### 4. 考察・検証

市町からの埋葬の相談は震災直後より寄せられたが、当所の機能が喪失し、また通信障害も加わって対応は困難であった。発災後から埋葬開始前までの特に混乱した期間における市町との連絡方法は衛星携帯電話であり、通知や情報提供の内容を FAX や郵送で届けることは不可能であった。そのため、当所職員が各市町へ直接届けることとしたが、やはり情報提供までに時間がかかってしまった。

今後は、被災した市町村からの情報収集及び市町村への情報提供が途切れることのないような通信手段の確保が課題であると思われる。

今回のような大災害により多数の死亡者が発生した場合、公衆衛生上適切な埋葬火葬を迅速に進めることは、各市町村において優先される業務の一つである。各市町村へは、埋葬場所の確保、火葬場休場の際の受入れ先及び墓地、埋葬等に関する法律上の課題等について現実的な地域防災計画整備の参考になるよう今回の事例を様々な機会を通じ周知していきたい。

## Ⅱ. ハエ等衛生害虫対策

### 1. 概要

石巻地区では、5月中旬から特に津波の被害のあった沿岸部（がれき仮置き場も含む）においてハエの発生がみられた。特に6月中旬からは気温上昇に伴い水産加工場や冷凍冷蔵業の腐敗残渣やがれきからハエの発生が急増した。各市町が宮城県ペストコントロール協会等と連携し大規模な殺虫剤等散布を行ったことで、ハエ等の発生が8月末頃には収束した。当所は、5月、6月に石巻市及び石巻薬剤師会と連携し殺虫剤散布等衛生害虫対策を進めた。

### 2. 各期間における対応

#### (1) I期（平成23年3月11日～3月末）

- ・特に活動なし

#### (2) II期（4月～6月）

- ・5月から石巻市各避難所においてハエ等の発生が見られたことから石巻市及び石巻薬剤師会と衛生害虫対策を協議
- ・6月5日、10日、石巻市内避難所に殺虫剤散布及び殺虫剤配布
- ・一般住民からの衛生害虫に関する相談受付
- ・県食と暮らしの安全課あて衛生害虫に関する相談受付件数等の報告

### (3) Ⅲ期 (7月～)

- ・ 県資源循環推進課では、東日本大震災による被災地域の環境・衛生等確保に関するマニュアル（衛生害虫対策も含む）を作成し、県内市町村に周知
- ・ 一般住民からの衛生害虫に関する相談受付
- ・ 県食と暮らしの安全課あて衛生害虫に関する相談受付件数等の報告
- ・ 8月末にハエ等衛生害虫の発生が沈静化

### 3. 実施結果

5月中旬から、石巻地区沿岸部の水産加工場や冷凍冷蔵業の腐敗残渣、がれき仮置き場、清掃が行われていない住居等においてクロバエ及びキンバエが発生し、6月からはイエバエが急増した。

各市町では自治会等による殺虫剤散布だけでなく自衛隊及び宮城県ペストコントロール協会等と連携し、以下のとおり継続的に大規模な散布を行った。このことにより、8月末までにハエの発生は収束した。石巻市内の避難所でもハエの発生が見られたことから、石巻市健康推進課では石巻薬剤師会と連携し避難所における衛生害虫対策の検討を行ったが、その際、殺虫剤等に関して技術的助言を行った。併せて、当所も参加し、石巻市内の避難所の殺虫剤散布、殺虫剤配布及び殺虫剤散布のデモンストレーション等を行った。

#### 【4月25日～7月2日】

石巻市と宮城県ペストコントロール協会が感染予防のため石巻市内市街地で殺菌剤（塩化ベンゼルクニウム）の散布を行った（延べ500班 1,000名体制で散布）。

#### 【6月5日、6月10日】

石巻市薬剤師会（40名を超える薬剤師が参加）、石巻市及び当所が、避難所18施設に対して殺虫剤（ペルメトリン（ピレスロイド系殺虫剤））の散布及び自主的な駆除活動のための殺虫剤等配布を行った。

#### 【7月4日～8月30日】

公益社団法人日本国際民間協力会（NICCO）の委託により宮城県ペストコントロール協会が石巻地区で殺虫剤（エトフェンブロックス（ピレスロイド様殺虫剤））の散布を行った。（延べ420班 840名体制で散布）

#### 【7月4日～10月15日】

宮城県ペストコントロール協会が他県協会の支援を得ながら石巻市内で殺虫剤（エトフェンブロックス）の散布を行った（延べ1,158班 2,316名体制で散布）。



【殺虫剤散布のためのデモンストレーション】



【避難所での殺虫剤散布】

#### 4. 考察・検証

今回の防疫活動は、特に宮城県ペストコントロール協会が全国的な関係機関の協力を得ながら、懸命な防疫活動を行うことで、ハエ発生沈静化を見たところである。震災後、既に腐敗残渣等は処理されたところであるが、来年度もがれき等からの大規模なハエの発生も考えられることから、ハエの発生前に行政、宮城県ペストコントロール協会及び石巻薬剤師会等が連携し衛生害虫防除体制を整備しておく必要があると考える。

### Ⅲ. 水道施設の状況

#### 1. 概要

東日本大震災後、上水道については停電及び施設被害により、石巻広域水道企業団（石巻市と東松島市に給水）及び女川町上水道の給水区域の全戸が断水した。また、4月7日に発生した余震時にも、停電の影響で再び全戸が断水する事態となった。なお、平成22年3月31日末現在の給水人口は、石巻市が156,677人、東松島市43,269人、女川町が10,458人となっている。

上水道の被害状況調査については当所自体が被災したこともあり、震災直後より県食と暮らしの安全推進課で実施した。当所では専用水道及び県条例に基づく簡易給水施設について被害状況調査等を行った。

#### 2. 各期間における対応

##### (1) I期（平成23年3月11日～3月末）

- ・専用水道について被害状況調査

##### (2) II期（4月～6月）

- ・専用水道について現地調査
- ・小規模水道について被害状況調査及び現地調査
- ・応急仮設住宅に設置される簡易給水施設について布設届出等の指導及び施設確認調査

##### (3) III期（7月～）

- ・小規模水道について現地調査
- ・応急仮設住宅に設置される簡易給水施設について布設届出等の指導及び施設確認調査

#### 3. 実施結果

##### (1) 専用水道及び小規模水道の被害状況

専用水道（3施設）及び県条例による小規模水道（10施設）の被害状況調査を行った。安全な飲料水の確保が行われているか早急に調査を行う必要があったが、当所自体が津波で被災したことで通信障害のため、状況把握までに時間を要した。

調査の結果は次のとおりであった。

##### 【専用水道】

専用水道3施設中、2施設については、幸いにも浄水施設及び給水管等に異常は認められず、給水を停止することはなかった。1施設については原水の濁りと給水管枝管の破損により一時は断水したが、早期に原水の状況が回復し、給水管についても応急補修を行ったところ、震災後3日目には給水を開始することができた。

##### 【小規模水道】

小規模水道については、半数の5施設は給水可能であった。1施設で浄水施設の一部破損により応急措置を施して給水を続けていたが、震災より9か月後、ろ過器や消毒器の交換を行うことができ改善された。残り4施設については津波被害により全壊となった。

## (2) 応急仮設住宅における簡易給水施設の状況

応急仮設住宅の建設が各地で進められ、石巻市に 131 団地、東松島市に 25 団地及び女川町に 30 団地の合計 186 団地の応急仮設住宅が建設された。簡易給水施設を設置する応急仮設住宅も多くあったため、布設届等の指導及び施設検査を実施した。

簡易給水施設を設置した応急仮設住宅の団地数は以下のとおり。

	簡易専用水道を設置した応急仮設住宅数	簡易専用小水道を設置した応急仮設住宅数	計
石巻市	79	18	97
東松島市	20	4	24
女川町	7	1	8
計	106 団地	23 団地	129 団地

応急仮設住宅の建設に携わったのは主に大手ハウスメーカーであり、現場監督者は他県から集まった社員であったため、当県における「簡易給水施設等の規制に関する条例」に基づく布設届等の事務手続き方法について丁寧に指導を行った。

応急仮設住宅の建設に要する期間は短く、また同時期に多くの団地の建設が行われたため、施設完成後に行う施設立入検査に急ぎで対応した。建設のピークは 7 月～9 月で、特に 7 月は管内 39 団地について簡易給水施設等飲用水供給開始承認通知書を発出した。

## 4. 今後の方向性

今回の震災で被害を受けた小規模水道を含む簡易給水施設について、今後も現地確認を行いながら、施設の使用再開に向けて指導を行っていく。

応急仮設住宅に設置された簡易給水施設については、適正な管理について監視指導するとともに、居住者数の変更や団地統廃合等に伴う変更・廃止等各種届出について指導を行っていく。

## IV. 死亡獣畜の埋却

### 1. 概要

東日本大震災における津波により管内の多数の獣畜（牛、豚及び馬）が死亡した。これら死亡獣畜のうち、化製場で処理ができない死亡獣畜については、所有者又は管轄市町が、化製場等に関する法律（以下「化製場法」という。）に基づく死亡獣畜取扱場以外における取扱許可（以下、「死亡獣畜取扱許可」という。）を取得し埋却処理した。当所では、関係機関と連携しながら申請場所が公衆衛生上支障がないことを現地確認し、死亡獣畜取扱許可指令書を発出した。なお、今回の震災による死亡獣畜取扱場以外における死亡獣畜埋却合計頭数は、416 頭となった。

### 2. 各期間における対応

#### (1) I 期（平成 23 年 3 月 11 日～3 月末）

- ・東部地方振興事務所畜産振興部、各市、農業共済組合及び死亡獣畜関係者から死亡獣畜状況情報入手
- ・死亡獣畜埋却地の現地調査

#### (2) II 期（4 月～6 月）

- ・東部地方振興事務所畜産振興部、各市、農業共済組合及び死亡獣畜関係者から死亡獣畜状況情報入手
- ・死亡獣畜埋却地の現地調査
- ・化製場法による死亡獣畜取扱許可指令書の発出
- ・県食と暮らしの安全推進課あて死亡獣畜取扱許可件数及び埋却頭数等埋却状況報告

### (3) Ⅲ期 (7月～)

- ・ 東部地方振興事務所畜産振興部、各市、農業共済組合及び死亡獣畜関係者から死亡獣畜状況情報入手
- ・ 死亡獣畜埋却地の現地調査
- ・ 化製場法による死亡獣畜取扱許可指令書の発出
- ・ 県食と暮らしの安全推進課あて死亡獣畜取扱許可件数及び埋却頭数等埋却状況報告

## 3. 実施結果

### (1) 被害状況

管内の死亡獣畜の被害状況は以下のとおり。

#### 【石巻市】

- ・ 死亡頭数 (推定) 牛 346頭 豚 716頭
- ・ 被害発生地区 石巻市門脇地区、同市河北地区、同市桃生地区、同市北上地区  
(石巻市は河北地区及び北上地区に集中している)

#### 【東松島市】

- ・ 死亡頭数 牛 46頭 馬 11頭
- ・ 被害発生地区 東松島市矢本地区及び大曲地区

#### 【女川町】

該当なし

### (2) 処理方法

#### 【石巻市】

震災の直接被害及び間接被害により死亡した被災獣畜については、原則として各市町が処理することとなっているが、石巻市は震災対応による業務繁雑のため、宮城県に依頼がなされ、東部地方振興事務所畜産振興部で処理にあたった。牛に関しては可能な限り他県の化製場まで運び処理したが、腐敗が進んだ牛及びその他獣畜は死亡獣畜取扱許可を取得の上、石巻市営河北上品山牧場に運び、埋却処理した。

また、ライフラインの壊滅や道路の寸断により関係機関に連絡できない施設では、緊急埋却処理されたケースも見られたが、後日現地確認を行い、死亡獣畜取扱許可指令書を発出した。

#### 【東松島市】

東松島市で発見された獣畜は、随時死亡獣畜取扱場以外における死亡獣畜取扱許可をした東松島市大塩字旗沢の一般廃棄物最終処分場に運ばれ、埋却された。



【死亡獣畜埋却状況 1 (東松島市大塩)】



【死亡獣畜埋却状況 2 (東松島市大塩)】

### (3) 当所の対応及び埋却数

当所では東部地方振興事務所畜産振興部、各市及び農業共済組合から各地区の死亡獣畜の発生状況や埋却状況の情報を入手し、これら関係者と申請地の現地調査を行った。いずれの申請地（申請地周辺も含む）も住宅非密集地であり飲料水の汚染が認められなかったことから、公衆衛生上支障がないとし、6件とも許可した。埋却頭数は平成24年2月1日現在下表のとおりとなるが、今後、新たに死亡獣畜の発見等、埋却頭数が増える可能性がある。

現地調査月日	埋却処理地	牛頭数	豚頭数	馬頭数	許可月日
3月26日	石巻市河北上品山	7	350	1	4月11日
3月26日	東松島市大塩	38		10	6月27日
3月28日	石巻市針岡	3			4月11日
3月29日	石巻市北上町	1			4月11日
4月18日	石巻市桃生町	4			4月22日
12月27日	石巻市三輪田	4			12月28日
計		57	350	11	

## 4. 考察・検証

死亡獣畜の処理方法については、関係者から対応の遅れについて非常に多くの苦情が寄せられた。このことから、緊急時の死亡獣畜処理方法について、今回の事例を参考にし対応の指針等を示し関係機関等に周知する必要があると思われる。

今回の大震災では、管内で著しく多数の鶏の死亡報告があったが、化製場法において鶏は対象外となり、各自の判断で支障がない場所に埋却することとなった。このような鶏等の埋却の公衆衛生上の課題について今後検討していく必要があると思われた。

## V. 被災動物の救護等について

### 1. 概要

今回の震災では、石巻合同庁舎、犬舎、畜犬パトカー等が被災したため、震災当初は当所における獣疫業務の機動的な対応はほとんどできなかった。しかし、4月からは宮城県獣医師会が石巻地区動物救護センター（以下「センター」という。）を東部下水道事務所敷地内に開設し、被災動物の救護及び応急処置活動を開始した。また、当所においても関係機関及び愛護団体等の協力を得ながら4月以降捕獲等獣疫業務活動が本格化した。石巻地区動物救護センターは7月に蛇田新刈場地区に移設され、多数の犬猫を保護管理していたが、9月末には閉所しその役割を終えた。

### 2. 各期間における対応

#### (1) I期（平成23年3月11日～3月末）

- ・宮城県獣医師会石巻支部獣医師がJA鹿又農機具センター内に仮救護所を開設
- ・住民からの失踪犬やドッグフード等について相談対応
- ・獣疫業務体制整備について県食と暮らしの安全推進課、県動物愛護センター及び大崎保健所等と協議
- ・当所はセンターの開設について県東部下水道事務所等と協議

#### (2) II期（4月～6月）

- ・宮城県獣医師会が県東部下水道事務所敷地内にセンターを開設
- ・放浪犬の捕獲及び避難所及び被災地区のパトロールを開始
- ・ドッグフード等の配布のため避難所及び被災地区をパトロール
- ・住民からの失踪犬やドッグフード等について相談対応

- ・センターの活動状況等を県食と暮らしの安全推進課あて報告

### (3) Ⅲ期 (7月～)

- ・7月センターを蛇田字新刈場地区に移設、9月末役割を終えて閉所
- ・7月センターは化製場に基づく畜舎設置許可を取得
- ・放浪犬の捕獲及び避難所及び被災地区のパトロール
- ・ドッグフード等の配布のため避難所及び被災地区のパトロール
- ・住民からの失踪犬やドッグフード等について相談対応

## 3. 実施結果

### (1) 被災動物の救護活動

#### 【当所】

4月6日、動物愛護センターから畜犬パトカーを借用し、動物愛護センター及び大崎保健所の職員の協力により保護された犬猫は動物愛護センター及び大崎保健所に搬入した。

被災した犬舎は水が引いてから泥出し等清掃を行い、5月5日から犬の抑留等本格的に使用し始めた。

ドッグフードやペットシーツを求める住民からの連絡が多かったことから、要望先への配布だけでなく、犬を飼養している被災宅や避難所を訪問しドッグフード等を提供してきた。

避難所関係では2件の咬傷事故があったが大きなトラブルは発生しなかった。また、仮設住宅ではこれまで咬傷事故は発生していない。

#### 【石巻地区動物救護センター】

震災直後、宮城県獣医師会石巻支部獣医師がJ A鹿又農機具センター内に仮救護所を開設し、被災動物の応急処置等が行われた。

4月4日、東部下水道事務所敷地内にセンターを開設し、救護活動範囲を当所管内とし所有者不明被災動物の保護や飼育困難な動物の一時保管等本格的な救護及び応急処置活動が開始された。

センターでは、石巻支部及び大崎支部の獣医師だけでなく全国から集まったボランティア獣医師等のスタッフで活動した。

7月9日、東部下水道事務所敷地内から蛇田字新刈場地区に移設し、9月30日の閉所まで最大時150頭、延べ数300頭を超える被災動物等の取扱いを行った。



【石巻地区動物救護センター 1  
(東部下水道事務所敷地内)】



【石巻地区動物救護センター 2  
(東部下水道事務所敷地内)】

## 4. 考察・検証

当所だけでなく市町及び管内獣医師等が被災したことから、関係機関と連絡する手段がなく、震災直後しばらくの間、被災動物の状況把握に時間を要し被災動物の捕獲及び応急処置等の活動は遅延した。この

ことから、市町及び石巻獣医師会等関係機関との緊急時連絡体制の整備については喫緊の課題であると思われた。

震災後、避難所及び被災地区におけるペットの飼養方法に関するマニュアル等を定めていなかったことから避難所等に効果的な助言等はできなかった。このようなマニュアル等を関係機関で整備し避難所等でのペットの衛生的飼養について統一的に指導する必要があると感じた。

震災による電話不通や当所ホームページ等に緊急時連絡先を示していなかったことから、3月末までは失踪動物に関する問い合わせや被災動物の保護に関する連絡はほとんどなく、獣疫業務が停滞してしまった。このことから衛生携帯電話の整備を含め緊急連絡先の効果的広報方法について検討する必要があると思われた。

## VI. 化製場対応

### 1. 概要

東日本大震災により、石巻市魚町地区では化製場準用7施設が被災し甚大な被害を被った。平成24年1月末日現在これら被災した7施設中3施設は操業再開の予定であるが、その他の4施設は再開の目途はたっていない。

なお、女川町内の牡蠣がら粉碎処理準用施設の被害はなかった。

### 2. 各期間における対応

#### (1) I期（平成23年3月11日～3月末）

- ・特に活動なし

#### (2) II期（4月～6月）

- ・化製場準用施設の被害状況調査開始
- ・石巻市魚町地区化製場準用施設再開について相談対応
- ・新たな化製場開業について相談対応
- ・県食と暮らしの安全推進課に化製場準用施設被災状況報告

#### (3) III期（7月～）

- ・化製場準用施設変更届提出に伴う立入検査
- ・都市計画を含め石巻市魚町地区の復旧について石巻市関係機関と協議
- ・県食と暮らしの安全推進課に化製場被災状況及び再開状況報告

### 3. 実施結果

#### 【被災の状況】

石巻市魚町地区は特に海岸に近いこともあり、所によっては5mを超える津波が押し寄せ、同地区全体が壊滅状態となった。この地区の化製場準用7施設は津波の被害が甚大で、躯体そのものが流失したのは1施設であった。このような施設で操業再開となると、新たに化製場法に基づく許可が必要となる。幾分被害の少ない6施設でも外壁、床等施設全体が破損していた。このような施設の中には、11月に変更届を提出し平成24年2月末に再開を目指し施設の補修等を進めている1施設があり、再開に向け片付けや清掃を行っている2施設がある。なお、その他の4施設は再開の目途はたっていない。

石巻市魚町は冠水地区でもあり、これらに位置する化製場準用施設は再開に向けかさ上げ等も必要になっている。

### 4. 考察・検証

石巻地域では今後徐々に水産加工場が稼働していくことで、さらに魚介類の内臓等を処理する化製場準

用施設の需要は増してくることから、新規開設及び再開についての相談が増えてくると思われる。

化製場準用施設は設置周辺環境への負荷が大きく、これまで石巻市内でも特に悪臭で社会問題となったことから、今後も各業者の再開にむけての進捗状況を定期的な立入検査等により注視していきたい。また、新規申請の場合、設置場所に制限があることから相談のあった時点で県食と暮らしの安全推進課、石巻市担当課等関係機関と緊密に連携しながら対応していく。

## VII. 薬局及び医薬品販売業における被災状況

### 1. 概要

震災後、薬局及び医薬品販売業（以下「薬局等」という。）の現地調査等を開始し、被害状況の把握に努めた。被災のあった薬局等開設者からは、薬事法に基づく廃止等届があったことから、施設の被害状況を確認することができた。以上より、今回の震災では、管内沿岸部の施設を中心に薬局では 19 件、店舗販売業（一般販売業及び薬種商販売業を含む）では 21 件、卸売販売業では 2 件、特例販売業では 15 件が廃止又は廃止予定となり、ライフラインの寸断が施設再開を遅延させたことが判明した。

なお、管内の薬事関係施設は平成 23 年 6 月末日で震災に伴う届出書の提出がほぼ完了した。

### 2. 各期間における対応

#### (1) I 期（平成 23 年 3 月 11 日～3 月末）

- ・ 薬局現地調査

#### (2) II 期（4 月～6 月）

- ・ 薬局等現地調査及び電話による調査
- ・ 薬局等に対する震災に係る薬事法に係る手続きについての周知
- ・ 薬局開設者等から震災に係る廃止届等の提出
- ・ 薬局開設者等の震災に係る薬事法の手続きについての相談対応

#### (3) III 期（7 月～）

- ・ 特例販売業現地調査
- ・ 薬局等の新規開設手続き

### 3. 実施結果

#### (1) 薬局の被害及び復旧状況

##### 【被害状況】

震災直前、管内では 95 件の薬局があったが、震災により 19 件（20%）が廃止となった。

石巻市本庁地区沿岸部（門脇、中央、湊等地区）、同市雄勝地区、東松島市沿岸部及び女川町の薬局では被害が著しく、特に壊滅的な被害を被った石巻市雄勝地区、東松島市野蒜地区、女川町ではすべての薬局が廃止となった。なお、石巻市門脇及び中央地区の薬局 2 件が依然として休止中である。また、薬局薬剤師は 7 名死亡している。



【水没した薬局（石巻市門脇地区）】



【全壊により廃止した薬局（石巻市中央地区）】

一方、津波の被害がなかった石巻市蛇田地区、同市河北地区及び同市河南地区並びに同市桃生地区では、休止期間が短い薬局が多かったことから、処方せん医薬品を求めた患者はこれら地区の薬局に集中する傾向にあった。なお、石巻市河南地区及び同市桃生地区の一部薬局では地震により建物の躯体等に被害がみられた。

薬局の被害は建物や人的被害だけでなく、分包機、レセコン及びパソコン等施設内設備、在庫している医薬品並びに薬袋等消耗品等高額な損害となった。

震災によるライフラインの寸断は、医薬品の発注、薬袋作成及び薬歴管理を含め薬局の本来の業務である調剤業務に影響を及ぼし、特に水道の断水は施設内清掃、器具や手指の洗浄及びトイレの使用に支障を来し、これらのことにより再開できない薬局も見られた。また、ガソリン不足から通勤できず長期間にわたり薬局内に泊り込んでいた薬局薬剤師も見られた。

震災により管内の薬局等医薬品供給機能が破綻する中、石巻薬剤師会を中心とした全国から集まった薬剤師スタッフは、DMAT 同行等の救護活動、避難所被災者への調剤業務、一般用医薬品の供給及び服薬指導と懸命な活動を行い、今回の災害医療に大きく貢献した。

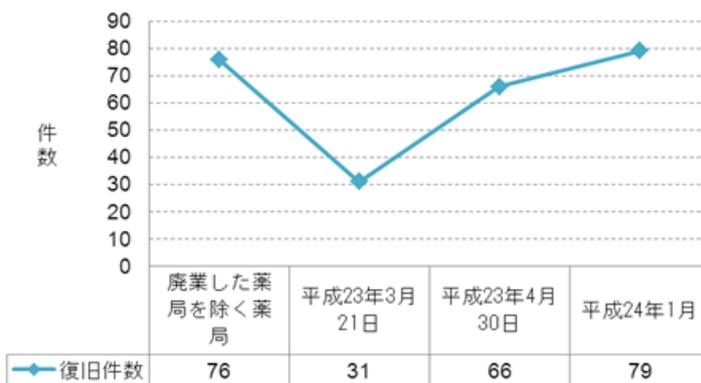
### 【復旧状況】

廃業した薬局を除く薬局は3月21日までに31件(41%)、ライフラインの復旧とともに4月末までに66件(87%)再開している。

震災以降、管内での新規薬局開設許可件数は石巻市4件、女川町1件である。石巻市は平成23年9月12日付けで都市計画法に基づく被災市街地復興推進地域を指定し、12月には震災復興基本計画を作成したが、被害が甚大だった石巻市門脇、中央及び湊等地区の具体的な区分けが明確でないことから住居の建築も進んでおらず新規薬局開設はない。石巻市では、現在住居の建築が拡大している蛇田地区を中心に薬局の新規開設が進むと思われる。東松島市野蒜地区も住居の建築も進まず薬局開設の動きは見られない。今回の震災で無薬局町となった女川町であるが、9月に宮城県薬剤師会の会営薬局が開局したことから、無薬局町は解消された。

平成24年1月末日現在、石巻市で8件減の65件、東松島市で3件減の15件、女川町で3件減の1件、管内では計14件減の81件が薬局許可件数である。

薬局の復旧状況



## (2) 店舗販売業等（一般販売業及び薬種商販売業も含む）の被害及び復旧状況

### 【被害状況】

震災直前の管内では店舗販売業 22 件、一般販売業 1 件、薬種商販売業 22 件の計 45 件の店舗販売業等があったが、震災により全壊等となった店舗販売業 5 件(23%)、薬種商販売業 16 件 (73%) の計 21 件(47%)が廃止となった（石巻市 15 件、東松島市 4 件、女川町 2 件）。

なお、店舗販売業等の被害は前記薬局の被害状況同様管内沿岸部を中心としたものだった。また、石巻市中央地区で店舗販売業 1 件が依然として休止中である。

### 【復旧状況】

震災後 12 件が新規開設した（石巻市本庁地区 7 件、同市雄勝地区 1 件、同市牡鹿地区 2 件、女川町 2 件）。特に、改正薬事法に伴う薬種商販売業から店舗販売業の切り替えが進み、平成 24 年 1 月末日現在、店舗販売業 29 件、一般販売業 1 件、薬種商販売業は 6 件で店舗販売業等は計 36 件となった。

## (3) 卸売販売業の被害及び復旧状況

### 【被害状況】

管内卸売販売業 9 件中 6 件が被災し、壊滅的な被害を被った 2 件が廃止となった。医療用医薬品卸売販売業は 2 件が津波の被害を被ったが、仙台地区から直接医療機関等へ納品することで対応した。

震災直後、医療用医薬品の供給は、石巻市及び石巻医師会等と連携し、道路が寸断されている地区にはヘリコプターで搬送し、指定避難場所及び開院している医療機関及び薬局等へは直接発注に伺い配送していた。

なお、医療用医薬品中甲状腺ホルモン剤及び漢方薬等が納品停止することがあり、その他の医薬品も 3 月中は全般的に納品が遅延する傾向であった。

### 【復旧状況】

新規開設は 3 件で 2 件が薬事法改正に伴う医療ガス特例販売業の切換えによるものである。医療用医薬品卸売販売業 1 件は全壊の被災により廃止となったが、平成 23 年 6 月に新規開設した。全壊で休止していた医療用医薬品卸売販売業 1 件は、8 月末まで再開できなかった。平成 24 年 1 月末日現在、卸売販売業は計 10 件となった。

## (4) 特例販売業の被害及び復旧状況

### 【被害状況】

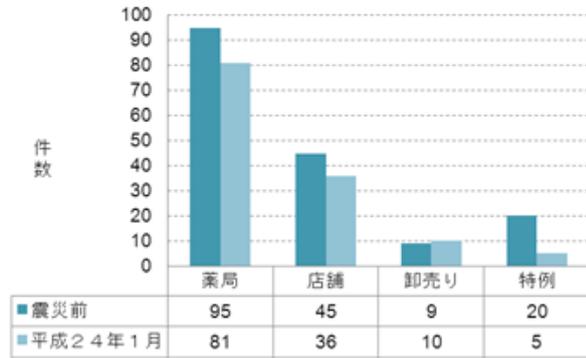
震災直前、主に石巻市雄勝地区、同市牡鹿地区及び同市北上地区や離島等管内沿岸部に点在していた特例販売業はガス性医薬品特例販売業 3 件、その他の特例販売業 17 件の計 20 件であった。今回の震災で特に沿岸部の特例販売業が壊滅的な被害を被り 15 件(75%)が廃止又は廃止予定となった（ガス性医薬品特例販売業 2 件、その他の特例販売業 13 件）。

### 【復旧状況】

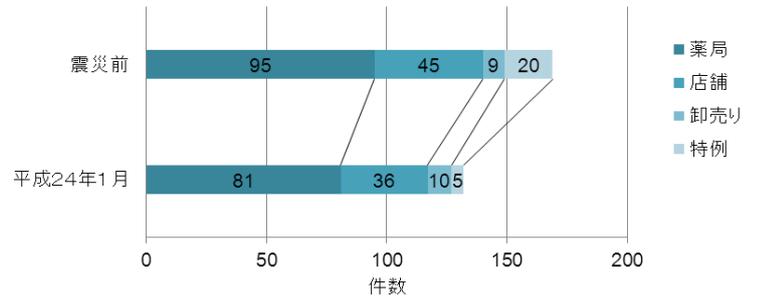
ガス性医薬品特例販売業は被災し、2 件が廃止となったが、ガス性医薬品の医療機関への納品は仙台地区からの直接納品で対応していた。石巻市内のこれら特例販売業が特に沿岸部にあることから被害は大きかったが、医療機関からボンベの回収及びガス性医薬品供給整備は迅速に行われた。

平成 24 年 1 月末日現在、特例販売業はガス性医薬品特例販売業が 2 件、その他の特例販売業 3 件の計 5 件となった。

石巻保健所管内の薬局等件数



石巻保健所管内全薬局等許可件数



#### 4. 考察・検証

管内のライフラインの寸断等により当所の機能が失われ、国や県から震災に関する通知が届かず石巻薬剤師会や各薬局への連絡も完全に途絶えてしまった。その間、当所から処方せん医薬品の取扱等管内薬局へ適切な指示ができなかったことにより、一部の薬局では処方せん医薬品の交付について混乱したと思われる。

被災住民への一般用医薬品の供給は県、自衛隊及び日本薬剤師会等から各市町を経て避難場所や避難所へ配送されたが、それら医薬品管理及び服薬指導等は市町及び石巻薬剤師会が行っていた。

なお、一部避難所では一般用医薬品の供給不足との情報もあったが、このことは、県庁、当所及び市町等との連携不足一つの要因とも考えられる。

一部医薬品販売業では薬事法に基づく廃止届等の遅延が見られたことから日ごろより様々な機会を通じ薬事法に係る手続き等周知しておく必要があると感じた。

今回の現地調査等では建物等の被害状況調査を中心に行ってきたが、各薬局等そしてその薬局薬剤師等の震災時及び震災後の具体的な行動は把握されてはいない。今後、このことについて明らかにし、被害のシミュレーションをしながら各薬局及び管内の災害時の医薬品供給等の危機管理体制を検討すべきと考える。

### VIII. 麻薬取扱施設等の被害状況

#### 1. 概要

薬局等と同じく震災後、現地調査等を開始し、被害状況の把握に努めた。今回の震災では、麻薬診療施設が11件、麻薬小売業者が10件業務廃止となった。また、津波により麻薬が水没又は麻薬金庫等のまま流出した麻薬取扱施設からは麻薬事故届又は麻薬廃棄届が提出された。

#### 2. 各期間における対応

##### (1) I期（平成23年3月11日～3月末）

- ・麻薬防犯協会と麻薬及び向精神薬取締法等の手続きに関する調整
- ・麻薬取扱施設等の現地調査

##### (2) II期（4月～6月）

- ・麻薬小売業者の現地調査及び電話による調査
- ・麻薬小売業者等に対する震災に係る麻薬及び向精神薬取締法及び覚せい剤取締法に係る手続きについての周知
- ・麻薬取扱施設等から震災に係る廃止届等の提出
- ・麻薬又は覚せい剤原料廃棄届に伴う麻薬又は覚せい剤原料廃棄立会い

### (3) Ⅲ期 (7月～)

- ・麻薬取扱施設等から震災に係る廃止届等の提出
- ・麻薬又は覚せい剤原料廃棄届に伴う麻薬又は覚せい剤原料廃棄立会い

## 3. 実施結果

### 【被害状況】

震災直前の管内では麻薬診療施設 88 件、麻薬小売業者 49 件（全薬局の 52%免許取得）、麻薬飼育動物診療施設 7 件であったが、震災により壊滅的被害を被った管内沿岸部に位置した麻薬診療施設が 11 件、麻薬小売業者 10 件が業務廃止となった。また、石巻市門脇地区では、麻薬小売業者 1 件が依然として休止している。



【業務廃止となった石巻市立雄勝病院】



【水没し廃棄する麻薬】

これら業務廃止した施設を始め被害が著しい施設から麻薬が流失したことで麻薬診療施設 3 件、麻薬小売業者 7 件、麻薬動物飼育診療施設 1 件の計 11 件から麻薬事故届が提出された。また、向精神薬を流失した診療施設 4 件、薬局 19 件、飼育動物診療施設 1 件の計 24 件から向精神薬事故届が提出された。さらに覚せい剤原料が流失した診療施設 1 件及び薬局 4 件の計 5 件から覚せい剤原料事故届が提出された。

なお、漂着していた麻薬金庫が 1 台発見され、所有者が麻薬小売業者であることが確認されたことから麻薬廃棄の手続きを行った。

津波により浸水した麻薬取扱施設等は麻薬及び覚せい剤原料について水没の被害を被った施設が多く見られ、水没した麻薬及び覚せい剤原料廃棄届が提出された。麻薬廃棄届は麻薬診療施設から 6 件、麻薬小売業者から 12 件、動物診療施設から 2 件の計 20 件提出された。なお、水没ではなく陳旧に伴う麻薬廃棄届の提出は 11 件であった。覚せい剤原料廃棄届は診療所から 1 件、薬局から 4 件の計 5 件の届出があった。

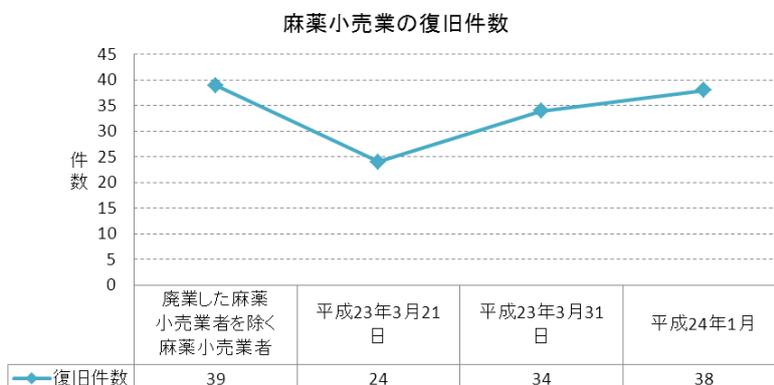
震災による麻薬等届出関係（件数）

	診療施設	薬局	動物診療施設	計
麻薬事故届	3	7	1	11
向精神薬事故届	4	19	1	24
覚せい剤原料事故届	1	4	0	5
麻薬廃棄届出（水没）	6	12	2	20
覚せい剤原料廃棄届	1	4	0	5

### 【復旧状況】

業務廃止した麻薬小売業者を除く麻薬小売業者は 3 月 21 日までに 24 件（62%）、ライフラインの復旧とともに 3 月末までに 34 件（87%）再開している。

麻薬廃棄届等を提出した麻薬取扱施設等は断水や施設の損壊により当所職員立会いの麻薬等廃棄はなかなか進まなかった。また、各麻薬取扱施設ごとに廃棄等数量が多く、麻薬等に多量の泥が付着していることもあって廃棄処分は難航した。



#### 4. 考察・検証

麻薬防犯協会の協力により麻薬取扱施設等からの届出は大きな問題が発生しなかったが、手続きに齟齬が発生した場合、事件となることも考えられることから、様々な機会を通じ麻薬及び向精神薬取締法等に係る手続き等を周知しておく必要があると感じた。

### IX. 毒物劇物の散乱状況

#### 1. 概要

石巻地区では、震災により被災した工場や店舗から毒物又は劇物等薬品が流出し、散乱したこれらの発見連絡が寄せられた。毒物劇物監視員は発見場所の現地確認を行い、これらによる危害が生ずるおそれがあるか確認した。おそれがない場合、市町が災害廃棄物として処分場へ搬入し、漏洩等があった場合、消防署等関係機関にも連絡した。なお、今回の震災により毒物劇物販売業も多数被災し、全壊地区では廃止届提出に伴い施設もろとも毒物劇物が流出したと思われる店舗が見られた。

なお、毒物劇物業務上取扱者のほとんどが毒物及び劇物取締法による届出が必要がないことから、震災による毒物又は劇物の流出状況は、把握しきれていないのが現状である。

#### 2. 各期間における対応

##### (1) I期（平成23年3月11日～3月末）

- ・一般住民、消防署及び警察署から毒物劇物発見の情報提供及び相談対応
- ・市町から毒物劇物発見時の対応相談
- ・毒物劇物発見場所の現地調査

##### (2) II期（4月～6月）

- ・県薬務課から毒物劇物廃棄物関係通知を入手
- ・各市町あて関係通知及び関係資料の説明
- ・毒物劇物発見場所の現地調査
- ・一般住民、消防署及び警察署から毒物劇物発見の情報提供及び相談対応
- ・一般住民等から毒物劇物以外の薬品等の相談対応
- ・県薬務課あて毒物劇物の流出及び散乱等状況の連絡

### (3) Ⅲ期 (7月～)

- ・各市町あて毒物劇物散乱状況の説明
- ・毒物劇物発見場所の現地調査
- ・一般住民等から毒物劇物以外の薬品等の相談対応
- ・県薬務課あて毒物劇物の流出及び散乱等状況の連絡

## 3. 実施結果

### 【毒物劇物確認方法】

平成23年3月31日付け県薬務課長及び県廃棄物対策課長通知に基づき漂着した毒物劇物の現地確認は、当所毒物劇物監視員等と市町職員が行うこととなっていたが、震災により廃棄物業務が混乱していた市町もあり、このような現地確認はほとんど毒物劇物監視員が行った。

毒物劇物等の散乱の現地確認方法は以下のとおりである。

- ・連絡だけで毒物劇物と確認できない場合でも現地確認は必ず行う。
- ・毒物劇物等周辺の臭い確認
- ・容器からの漏洩状況確認
- ・毒物劇物等容器表示確認
- ・表示により毒物劇物を確認できない場合、色そしてキャップ等を開け、臭いにより毒物劇物等内容を推定。

なお、直ちに撤去できない場合、周辺に近づかないよう毒物劇物に立入禁止の表示を行うこととした。また、毒物劇物等の漏えいが予想された場合、消防署に連絡し、毒物劇物が高圧ガスにも該当する場合は、県消防課に連絡した。

### 【毒物劇物散乱状況】

3月末から7月初まで一般住民等からの薬品発見連絡件数は27件で、そのうち毒物劇物は16件であった。発見された毒物劇物は、ポリタンクに入った塩酸、硫酸等やボンベに入った臭化メチル及びリン化アルミニウムで、冷媒に使用していたアンモニアガスの漏洩事故も発生した。

これら薬品は、津波浸水範囲であればあらゆる場所で散乱し、毒物劇物以外の薬品では、過酸化水素等食品添加物、農薬、灯油等危険物、医薬品、洗剤等様々確認された。薬品の散乱状況詳細については、別紙のとおりである。



【散乱している劇物（臭化メチル）ボンベ】



【回収した劇物（臭化メチル）ボンベ】



【散乱した劇物（塩酸）】



【アンモニア（劇物）ガス漏洩事故】

#### 4. 考察・検証

震災後、薬品に係るすべての相談が毒物劇物監視員に集中することとなり、現地確認含めると毒物劇物監視員だけで迅速に対応しきれない状況になったことから、今後、震災時における毒物劇物、医薬品及び危険物の散乱時の対応について各市町、消防署及び警察署等と各機関の役割分担と非常時に円滑な伝達が行われるよう協議する場が必要と感じた。

市町では、震災直後震災に伴う大量のがれき等の発生に伴い毒物劇物の一時保管場所を確保することができなくなった。散乱した高圧ガスの場合、産業医療ガス協会会員が回収する体制となっていることから散乱した高圧ガスは速やかに撤去された。今後、市町及び毒物劇物協会等と協議し散乱した毒物劇物においても回収し一時保管できる体制を整備することが望まれる。

今回、毒物劇物による二次災害の発生はなかったが、毒物劇物の営業者及び業務上取扱者等における危機管理という点で、問題が顕在化した。今後は震災時の毒物劇物における保管管理について（例えば酸性のものとアルカリ性のものの保管方法等）指導内容を検討し、届出の必要がない毒物劇物を多量に使用している工場や学校等に対する立入検査を行うことも必要だと考える。

毒物劇物等散乱発見連絡状況について

No.	通報日時	漂着場所等	種類等	名称	容器包装	容量及び数量
1	3月24日	石巻市潮見地区	劇物	臭化メチル	ボンベ	132本
2	3月26日	石巻市釜谷地区	不明	不明	ガラス瓶	
3	4月1日	石巻市渡波地区	劇物	ランネート	樹脂製袋	100g×1袋
4	4月2日	石巻市松並地区	劇物	塩酸		
5	4月3日	石巻市流留地区	不明	不明	ポリタンク	18ℓ×1個
6	4月4日	東松島市大曲地区	なし	(毒物劇物と通報)		
7	4月6日	石巻市松並地区	劇物	液体アンモニア	ボンベ	1本
8	4月6日	東松島市小野地区	劇物	メチルエチルケトン	樹脂製容器	2ℓ×1本
9	4月7日	石巻市魚町地区	劇物	アンモニアガス流出	ガス	
10	4月7日	石巻市大街道西地区	劇物	臭化メチル	ボンベ	1本
11	4月7日	石巻市門脇明神地区	劇物	硫酸銅	ポリタンク	3個
12	4月9日	石巻市潮見町地区	劇物	臭化メチル	ボンベ	12本
13	4月11日	石巻市南中里地区	不明	不明	ポリタンク	18ℓ×1個
14	4月11日	女川町針浜地区	食添	過酸化水素水	ポリタンク	18ℓ×1個
15	4月13日	石巻市三ツ股地区	毒物	リン化アルミニウム	ペレットビン	1kg×4本
16	4月14日	石巻市潮見町地区	劇物	臭化メチル	ボンベ	1本
17	4月15日	石巻市大街道東地区	なし	(危険物と通報)		
18	4月20日	石巻市潮見町地区	劇物	臭化メチル	ボンベ	1本
19	4月21日	石巻市大門町地区	なし	(塩酸と通報)	(ポリタンク)	
20	5月11日	JR石巻線新刈場踏切	食添	過酸化水素水	ポリタンク	18ℓ×1個
21	5月25日	石巻市渡波地区	危険物	不明	ドラム缶	2本
22	6月1日	石巻市魚町地区	劇物	塩酸	ポリタンク	18ℓ×1個
23	6月2日	石巻市渡波地区	劇物	アンモニアガス流出	ガス	
24	6月2日	石巻市大宮町地区	不明	不明	ポリタンク	18ℓ×1個
25	6月3日	石巻市字中浦地区	毒物	リン化アルミニウム	ペレットビン	1kg×4本
26	6月16日	石巻市鮎川地区	劇物	クロロホルム	ガラス瓶	
27	7月1日	石巻市矢本南浦地区	不明	不明	ガラス瓶	200cc×1本

## I. 有害物質使用特定事業場の調査

### 1. 概要

水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定事業場に関し、東日本大震災により被災した有害物質を使用する特定事業場にあつては、地震や津波により有害物質が場外へ流出し、周辺環境への汚染や健康被害等の発生が懸念された。このため、津波による被災地域を中心に聞き取り調査及び現地への立入調査並びに排水の分析を実施した。

また、有害物質使用特定事業場ではないものの、水質汚濁防止法に基づく排水基準が課せられた事業者に関しても、震災に伴い排水処理施設等が被災した場合には適切な排水処理が困難となり、周辺環境等の汚染の発生が懸念されたことから、こちらについても立入調査、排水の分析等を実施した。

### 2. 各期間における対応

#### (1) I期（平成23年3月11日～3月末）

- ・市町村支援、避難所対応等を優先したため、実施なし

#### (2) II期（4月～6月）

##### ①有害物質使用特定事業場調査

有害物質使用特定事業場のうち、津波被害が甚大であった沿岸部地域の施設を中心に立入及び聞き取りを実施した。調査対象施設数は14件であった。現地確認時、事業を再開していたものが6件、復旧中のものが4件、無人のものが4件であった。有害物質の流出が判明した事業場は3件であった。有害物質が流出した事業場はそれぞれメッキ工場、研究施設、燐酸肥料製造工場であり、流出の原因はいずれも津波であった。

##### 【メッキ工場】

当該事業場における有害物質は、シアン化合物、ジクロロメタン、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物である。当該事業場では、酸又はアルカリによる表面処理、電気めっき等を行っていた。

現地確認時、当該工場由来と思われる廃液等の入ったポリタンク（20L～1m<sup>3</sup>）が複数個、事業場周辺へと散乱していた。ポリタンクの中には蓋が開き、中身が流出したと思われるものもあった。事業場内で津波堆積物の搬出等を行っていた従業員から聞き取りを行ったところ、散乱したポリタンクについては回収予定とのことであった。また、事業場内の排水処理施設も津波により被災したが、バキュームカーにより当該施設内の排水を汲み取り、処分済みとのことであった。

##### 【研究施設】

当該事業場における有害物質は研究用試薬等として用いるベンゼン及びほう素及びその化合物である。現地確認時、事業場は無人であったため後日電話で聞き取りを実施したところ、当該事業場は海に隣接していることから、有害物質を含む試薬等の瓶の一部が津波により海域へと流出した可能性があるとのことであった。なお、事業場周辺に流出、散乱したものについては回収済みとのことであった。

##### 【燐酸肥料製造工場】

当該事業場における有害物質は、ふっ素及びその化合物である。当該事業場ではリン酸肥料製造の際に発生するふっ素を含む排水処理を行っており、この際発生するふっ化カルシウムを場内にて保管していた。現地確認時、事業場職員は不在であったが、後日、事業場職員が当所を訪れたため聞き取りを行ったところ、ふっ素及びふっ化カルシウム等を含む排水が事業場外へと流出した可能性があるとのこと

であった。今後、リン酸肥料製造業については再開せず、土地を自社所有して管理するとのことであったので、土壤汚染対策法第3条第1項に基づくただし書きの確認申請をするよう指導し、後日当所に提出された。

#### ②水質汚濁防止法に基づく排水基準が課せられる事業場について

15件の事業場について現地確認を実施した。確認時、事業を再開していたものは0件であり、復旧作業中のものが9件、無人のものが6件であった。なお、多くの事業場が停電・断水地域に所在していた。

### (3) III期(7月～)

#### ①内陸部における有害物質特定事業場の状況について

内陸部等において比較的震災の被害が小さいと思われる地域の10施設について調査を行ったが、有害物質の漏洩、流出等が生じた事例は見られなかった。また、いずれの事業場についても事業を再開済みであった。

#### ②採水分析について

有害物質使用特定事業場1施設、水質汚濁防止法に基づく排水基準が課せられた事業場22施設について採水分析を実施した。いずれの事業場についても排水基準の超過事例は見られなかった。

### 3. 実施結果

有害物質使用特定事業場を含む水質汚濁防止法に基づく特定施設の調査によって、沿岸部において壊滅的被害を受けた事業場が多数存在し、特定施設から有害物質が流出した事例も確認された。これに対して、内陸部においての被害は比較的軽微であり、調査した事業場すべてで操業を実施していた。

### 4. 考察・検証

立入調査により、水質汚濁防止法に基づく特定施設の被害状況が明らかとなったことから、今後これらの事業場が施設を補修、更新または移転して事業を再開するにあたり、再稼働後の排水の状態を確認するとともに、有害物質使用特定事業場から流出した有害物質による汚染状況を把握する必要がある。

### 5. 今後の方向性

特定施設への立入調査及び排水検査を継続して実施する。また、津波被害により有害物質が流出した事業場も存在することから、環境省で実施するモニタリングを活用してこれら特定施設の周辺環境への影響を確認するとともに、これらの事業場が事業を廃止する場合には、土壤汚染対策法に基づく調査において汚染状況を把握する。

## II. アスベスト対応

### 1. 概要

東日本大震災の津波等により建築物内の吹付け石綿が露出し、建築物内に流入したがれき類や鉄骨等の津波堆積物上に飛散や脱落した石綿等の付着のおそれのあるものが散見された。また、沿岸部の解体現場において成形板やスレート等の石綿を含有又は含有するおそれのある廃棄物(以下「成形板等」という。)が他の災害廃棄物と分別されずに搬出される事例や、解体後の現場等において取り外された成形板等がそのまま放置されている状況も確認され、大きな問題となることが懸念された。これらの問題に対処するため、石綿使用建築物の解体等に係るフローを作成して指導を行うとともに、パトロールを実施して放置された成形板等の回収作業を実施した。

## 2. 各期間における対応

### (1) I期(平成23年3月11日~3月末)

- ・市町村支援、避難所対応等を優先したため実施なし

### (2) II期(4月~6月)

- ・解体現場等において、防じんマスク着用の呼びかけを実施

### (3) III期(7月~)

- ・沿岸部市町に対し被災建築物の解体に係るフローを提案し、石綿飛散防止対策について指導を実施した。
- ・(社)宮城県産業廃棄物協会石巻支部、(社)宮城県建設業協会石巻支部、石巻市、東松島市及び東部土木事務所と連携し、沿岸部において成形板等が放置されている場所の調査及び放置された成形板等の回収作業を実施した。
- ・平成24年2月10日に石綿予防講習会を開催。(社)日本保安用品協会及び埼玉県環境科学国際センターから講師を招き、防じんマスクの適正な着用方法や成形板等の石綿含有状況簡易判定手法について沿岸部解体業者及び行政担当者を対象とした石綿講習会を開催した。

## 3. 実施結果

平成23年12月14日に実施した成形板等の回収作業については、東松島市内8か所で約2トン、石巻市内12か所で約4トンを回収した。

石綿予防講習会においては約160名の参加があり、石綿に関する知識や健康被害の防止等について周知を図った。

## 4. 考察・検証

依然として放置されている成形板等が散見することから継続した対応が求められる。また、経験の浅い解体業者等も多数参入し、石綿含有廃棄物の判別ができない業者も存在することから、正しい知識の習得及び習得機会の提供が必要である。

## 5. 今後の方向性

今後も被災建築物の解体作業は継続することからパトロールや講習会を実施することにより、石綿の飛散防止対策や健康被害の発生の未然防止に努めることとしている。

## Ⅲ. 苦情対応

### 1. 概要

#### 【震災後の状況】

震災直後には通信手段及び交通手段が確保されなかったことから情報の入手が困難で、苦情の申し立てもなかったが、復旧が進むに連れて当所に苦情等が寄せられるようになった。苦情の内容も復旧段階で異なり、初期には津波により被害を受けた施設に起因する対応を求められたが、その後がれき処理に関する苦情や操業を開始した工場等に関する苦情が増えていった。

#### 【事業実施の目標】

それぞれの情報に関して現地確認及び調査を行い、解決に努めた。

## 2. 各期間における対応

### (1) I期（平成23年3月11日～3月末）

通信手段、交通手段が確保されなかったことにより情報の入手が困難で、苦情が寄せられることもなかった。

### (2) II期（4月～6月）

#### 【4月7日】

石巻広域消防本部から水産加工場冷凍冷蔵設備からアンモニア漏洩事故の通報があり、現地確認を行った。津波被害を受けた冷凍冷蔵設備の圧縮機損傷部からアンモニアが漏洩しており、消防関係職員及び設備会社職員がドレンパイプからのアンモニアを水槽内に差し込み、水中に放出。宮城県災害対策本部から「自然放流やむなし」との指示で作業を継続し、放出完了まで1週間を要した。アンモニアの貯留量は約1トンであった。

#### 【4月15日】

石巻漁協石油配送組合理事長から石巻市災害対策本部長へ燃料漏油における災害援助要請があった。魚町地区の重油タンクが津波の影響により破損し、A重油約900kLが流出した。現地調査を行ったところ、防油堤内部、道路の陥没部に海水が溜まっており表面には油膜がみられた。また、周辺の舗装表面や側溝内部にも油膜がみられた。会社従業員が槽油所タンク内に残存する重油の回収作業を実施した。

#### 【5月20日】石巻市渡波地区における倒壊家屋解体時の石綿飛散苦情

ボランティア作業従事者から解体作業を行っている建築物に石綿建材の使用が認められたので作業の中止を申し入れたが、現場責任者に聞き入れてもらえず、労働基準監督署に苦情の申立てがあった。当所が立入を行ったところ、石綿含有建材の使用は認められず、グラスウール製断熱材を石綿含有建材と誤認したことによることが判明した。

#### 【5月24日】被災自動車からの悪臭苦情

被災自動車の保管場所からの悪臭について、近隣住民から苦情があった。7月28日に被災自動車の撤去が完了していることを確認した。

#### 【6月1日】がれき処理等労働者の防塵対策に関する打合せ

医療支援チーム等から、がれき処理に従事する労働者等がマスク等の防塵対策を怠っているケースが見受けられ、健康被害が懸念される旨の指摘があり、労働基準監督署と打合せを行った。

#### 【6月9日】水産加工会社の保管物からの悪臭について

津波により事業場内に堆積した汚泥（加工残渣も少量含まれる）を回収し、プラスチック製バットに入れて保管していたことにより、周辺住民から悪臭に関する苦情があった。回収した汚泥は、土嚢袋に詰め替えて廃棄する予定であったが、人手が足りずに作業が進んでいなかった。ボランティア派遣を依頼することを含め早急に対処するよう指示、後日改善を確認した。

#### 【6月15日】被災自動車の保管場所に関する苦情

デイサービスセンターから、隣接地に保管されている被災自動車からの臭い及び害虫の発生について苦情の申立てがあった。事業者が7月末までに被災自動車を搬出したことを確認した。

#### 【6月20日】水産加工場からの排水苦情（油の浮遊、悪臭）

地盤沈下により、時間帯によっては側溝内に海水が流入してくるため、水産加工場の排水が側溝内から道路にあふれ、油の浮遊および悪臭について苦情があった。

当該事業者は7月中旬に移転し、その後他の水産加工事業者が入居したが、側溝への排水放流はなく、

今後同様の苦情は発生しないと思われた。

### (3) III期（7月～）

#### 【8月24日】震災廃棄物の破砕・保管場所における騒音・振動苦情

東松島市において、がれきを撤去した際に発生した金属くず、鉄骨を分別・保管する事業者に対して付近住民から苦情の申立てがあった。重機の使用法、使用時間帯については一定の配慮がされていたが、事業活動に伴い発生する騒音の低減には一層配慮するよう指導した。後日、苦情主へ対応内容について連絡したところ、騒音についてはかなりの改善がみられたとのことであった。

#### 【10月21日】災害廃棄物置き場における騒音・粉じん等苦情

登米市の災害廃棄物置き場における騒音・粉塵に係る匿名苦情があった。当月中旬から気仙沼市、陸前高田市の災害廃棄物を受け入れていた事業者に対して苦情の申立てがあった。立入時には金属くずを主体とする廃棄物が約10mほどの高さに積み上げられ、積み上げの際の騒音、粉じんの飛散、津波堆積物様の臭気、ハエの発生等が確認された。廃棄物対策班及び登米市と合同で立入指導を行った。

#### 【11月8日】井戸水の悪臭に係る現地調査

井戸の所有者から、悪臭に関する相談を受け、現地の確認を行ったところ、硫化水素臭を確認。井戸内部には津波堆積物と思われる泥状物が確認されたことから、井戸の清掃を提案した。

#### 【11月25日～】重油汚染土壌に係る打合せ

津波により倒壊した重油タンクから流出した重油により汚染した土壌の処理に関して、石巻市が実施した調査を基に協議を開始した。今年度は汚染度の高い土壌の掘削除去を優先して実施することとした。

#### 【12月6日】河川の油流出事故

北上運河内のがれき撤去作業中、水没車両を引き上げる際に油の流出が起きた。原因者が運河内に吸着マットを12月27日まで設置した。

#### 【12月9日】海苔加工場からの排水に関する苦情

地盤沈下により側溝の傾斜が変わったことにより、操業を開始した加工場からの排水が逆流して、近くの宅地内に貯留したものであった。事業者がポンプによる汲み上げを行い貯留を解消した。石巻市が新たな排水管の設置を検討することとなった。

#### 【12月14日】ヒ素による地下水汚染に関する相談

用水路の改修工事で発生した汚泥を保管している用地で、地下水の水質検査を行ったところ、ヒ素の濃度が0.039mg/Lであったことから、周辺井戸及び農作物への影響について相談があったもの。石巻市の実施した検査で、汚泥からヒ素の検出はないことが判明したことから、汚泥との因果関係は不明であり、自然由来の可能性が考えられた。また、周辺井戸の使用状況では飲用に使用しているものがなく、検出濃度は農業用水基準値以下であった。

## 3. 実施結果

苦情の内容では、水産加工場の排水に関する苦情、がれき撤去作業に伴う震災廃棄物の処理業者に関する苦情及び被災自動車の保管に関する苦情が複数件寄せられた。対応した苦情のほとんどは一定の解決を見ているが、重油による汚染土壌処理に関しては今後処理が行われることであり、継続して対応していく。

## 4. 考察・検証

対応した業務の内容はがれき撤去、事業活動の再開、生活再建等、震災からの復旧を進める様々な活動に伴うものであった。震災による被害が大きく、復旧作業の規模及び期間も大きなものであることから、

今後も継続して関連対応が求められるものと考えられる。

## 5. 今後の方向性

震災により被災した水質汚濁防止法及び大気汚染防止法に基づく特定施設を有する事業場が、施設を補修、更新または移転して事業を再開するにあたり、排水及び排煙の処理が適切に行われるよう立入調査を実施する。また、被災自動車の保管及び処理が適正に行われるよう、自動車リサイクル法に基づく立入を行い、苦情の未然防止に努める。

## I. 市町からの照会相談対応、事業者指導

### 1. 概要

震災発生直後は、被災した事業場から災害廃棄物が大量に発生し、処分先を見つけるのに苦慮した事業者や市町の担当者から相談を受け関係機関と協議し、適正な処分先を模索し、速やかに処理されるよう助言・指導した。

夏になり気温が上がってくると津波堆積物が付着した災害廃棄物に起因する悪臭苦情が増加したが、津波堆積物の処理が進行するにつれ苦情は減少した。

秋からは廃棄物処理業者が災害廃棄物を大量に保管していることに起因する苦情が発生したため、市の担当課とともに住民からの要望を聞き取り、事業者の説明、指導した。

### 2. 各期間における対応

#### (1) I期（平成23年3月11日～3月末）

- 平成23年3月14日付け、環境省東北地方環境事務所からの「平成23年度東北地方太平洋沖地震の被害状況の把握について」に基づき、3月23日から廃棄物処理施設の被害状況を関係市町から定期的に情報収集し、県廃棄物対策課に報告した。
- 石巻市環境課から死亡豚・牛の処分方法について照会があった。

##### 【照会内容】

- 「県農林振興部から一般廃棄物として（市で）処分してほしい。」と市に要請があった。最終的には宮城県農業公社で埋め立て処分することとなった。
- 3月23日、石巻地区広域行政事務組合が管理するし尿処理施設が甚大な被害を被ったことから同組合から他のし尿処理場で受け入れてもらえるよう県廃棄物対策課に要望を伝えていたが、東部衛生センターから「栗原市と登米市がし尿を受け入れることになった。」と報告があった。
- 3月25日、石巻地区広域行政事務組合から家庭ゴミを他の市町や行政組合で処理することについて、県廃棄物対策課で調整してほしい旨要請があった件について、県廃棄物対策課が登米市に受入を要請し、受諾された。
- 3月28日、冷凍食品の廃棄方法について事業者から照会があった。
- 3月31日、各避難所等での医療活動に伴い発生した感染性廃棄物についてどのように処理すべきか照会があった。
- 3月31日、石巻地区広域行政事務組合がクリーンセンターの被害状況を報告するために来所した。東松島市分6トン、女川町分4トンの一般家庭ゴミを登米クリーンセンターに搬出しているとのこと。

#### (2) II期（4月～6月）

- 4月1日、津波被害を受けた大型業務用冷蔵庫は産業廃棄物か否か、石巻市環境課から照会があり、震災廃棄物であると回答した。
- 4月12日、海洋投棄する水産廃棄物を船に積み込む作業に立ち合った。
- 4月18日、石巻漁港石油配送施設からの油流出情報があったことから状況を確認するため現地調査するとともに、情報収集した。
- 4月19日、水没し腐敗し始めているサイロに入った牛のエサ2万6千トンを工業港に仮置きする予定があるとの情報が寄せられ現地を確認した。仮置きした後、一部埋め立て処理し、一部は肥料とする計画となった。
- 平成23年3月14日付け、環境省東北地方環境事務所からの「平成23年度東北地方太平洋沖地震の被害状況の把握について」に基づき、一次仮置き場に搬入された災害等廃棄物量を関係市町から週1回、情報収集し、県廃棄物対策課に報告した。
- 5月10日、石巻商業高等学校から災害廃棄物仮置き場からの健康影響について問合せがあった。

- ・5月19日、石巻商業高等学校を訪問し、災害廃棄物から生じる粉じんの曝露防止方法に関する資料を提供するとともに、生徒や教職員の健康管理の要点を指導した。この際に学校長から高校の敷地内でアスベスト大気濃度調査を実施してほしいと要望を受けた。国立環境研究所と宮城県でアスベスト大気濃度調査を予定していることからこの要望をあげ、後日、校内校外で測定が行われた。
- ・5月19日、石巻市より湊地区において、路上の魚の死体に虫が発生していること及び悪臭への対応について依頼があり、現地を調査したところ泥に埋もれた魚が発見された。地域の悪臭については風向きによって魚町からくる臭気であると考えられた。
- ・6月30日、雄勝病院から本日付で異動になった担当者から相談があった。雄勝病院で蓋付きポリバケツに注射針とガラスアンプルを保管していたが津波で流されポリバケツの中身が側溝に入った。どの様に処理したらよいか教えてほしいというものであった。翌日、現地調査し、石巻市災害対策室に情報提供した。後日、市立病院が回収して廃棄物として処理すると連絡があった。

### (3) Ⅲ期(7月～)

- ・7月11日、女川湾の海底から引き上げられた漁具・漁網が、ハエ等の虫の発生源となっており、加えて悪臭苦情の原因にもなっていた。廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第14条においては、震災等により、感染症の拡大など公衆衛生上の重大な支障が生じており廃棄物を緊急かつ現場で焼却する必要があるが津波被害等により近くの焼却設備等が停止している場合は例外として野焼きをできることとされていることから特例措置として漁具等を野焼きにより処分することとなり、女川町に対して技術的助言を行った。
- ・7月12日、震災廃棄物を焼却処理していた2業者がその焼却灰を産業廃棄物の処理ルートで排出しているとの情報を受け現地調査し、併せて指導した。7月27日、本件について、登米市担当課と協議した。
- ・8月5日、届出等の手続きをせずに涌谷町の災害廃棄物を破碎処理していた処分業者に手続きをするように指導した。
- ・8月8日未明、事業所の木くず堆積物から出火した。同日午前、現地を調査した。原因は発酵熱による自然発火と思われた。堆積物同士の離間距離を2メートル以上設けるよう、また、再発防止対策を講じるよう指導した。
- ・9月22日未明、産業廃棄物中間処理施設において紙くず、木くず及び廃プラスチック類混合物から出火した。再発防止対策として①当面、夜間常駐警備を行う。②非接触温度計を用いて可燃性保管物の表面温度管理を行うこと、③②において温度が40度超の場合、更に7日ごとにガス抜き発酵抑制のため天地返しを実施すること、④ガス抜き管を5箇所設置し、発酵温度上昇を抑制することとした。
- ・震災で大量に発生したスクラップを保管していた件で騒音、悪臭の苦情が寄せられ、9月6日、保管している事業者に対策を講じるように指導した。9月28日、市の担当課とともに住民説明会を開催し、住民からの要望を聞き取りした。10月6日、市の担当者とともに事業者の事務所を訪問し指導した。10月27日、市の担当課とともに住民説明会を開催し、住民に事業者への指導内容を伝達した。11月9日、市の担当者とともに事業者の事務所を訪問し指導した。

## 3. 実施結果

被災直後は水害に対する消毒方法について住民等から電話等で多くの問合せを受け、消毒薬の入手先や消毒方法を指導した。

津波によって多くの物が海水に浸かり大量の廃棄物が発生した。その中には、腐敗性のあるものもあり、事業者からその処分先、処分方法について相談が寄せられた。魚のうち生ものの冷凍品については、海上保安庁水産業振興課、県水産業振興課及び東部地方振興事務所水産漁港部漁業調製班と協議後、海洋投棄により処理された。飼料(牧草、穀物等)については、県畜産課、県廃棄物対策課、石巻港湾事務所、石巻市環境課と協議し、石巻市災害廃棄物仮置き場に仮置きしたのち、一部は、地中に埋め立て処分、一部は肥料にされた。

また、多くの死亡した家畜（豚、牛等）の処理についての問合せも市町や家畜保健衛生所から寄せられた。本件については廃棄物処理法が適用されないこととなったため、当所獣疫薬事班が担当し地中に埋め立て処分された。

石巻地区広域行政事務組合からは、家庭ごみやし尿の処理について他の自治体での広域処理について要請があり、県廃棄物対策課に伝達した。県が市に要請、又は市町間で調整して、一部の家庭ごみは広域処理された。

ごみ処理の依頼状況（単位 トン（t））

市 町 名	搬入期間	搬入総量	搬入元	備考
登米市	H23. 3. 29～H23. 7. 8	107. 02t	東松島市	1日 6t
登米市	H23. 3. 29～H23. 7. 8	286. 26t	女川町	1日 4t
大崎市	H23. 5. 1～H23. 7. 8	423. 58t	東松島市	1日 4t
仙台市	H23. 6. 1～H23. 8. 31	6, 500t	石巻市	週 500t
山形県南陽市	H23. 4. 11～H23. 7. 31	4, 821t	石巻市	週 350t
山形県山形市	H23. 4. 16～H23. 5. 28	384. 96t	東松島市	
山形県東根市	H23. 5. 30～H23. 7. 30	106. 34t	東松島市	
K土建(株)	H23. 3. 25～H23. 7. 10	1546. 75t	東松島市	民間施設

し尿は、3月22日頃から4月1日まで、いったん、衛生センターに搬入してから登米市や栗原市に移送し処理された。

#### 4. 考察・検証

震災発生当初、市町に派遣されていた連絡員を通じて「木くずを野焼きできないか」「し尿は海洋投棄できないのか」「死亡した家畜を旧最終処分場に埋めたい」など、様々な相談が寄せられた。

当方からは県庁担当課や関係公所にその都度電話で照会・調整した上で回答していたが、結局、回答できなかった事案も多かった。回答できなかった原因として、公用車やガソリンが不足し現場調査に行くことができず詳細な情報を提供することができなかったこと、FAXや電子メールが使用できず情報伝達が不十分であったことが挙げられる。避難先の仮事務所には一切資料がなく、その中で、これまでの経験や記憶に頼った対応をとらざるを得なかった。

事業者から当所に電話連絡がとれなかったことから、事業者は県廃棄物対策課や大崎保健所廃棄物対策班などに電話等で相談していた。特に大崎保健所は事務処理機能を失っていた当班の代役を果たした。

## II. 不法投棄監視指導、野焼き監視指導

### 1. 概要

震災の混乱状況に便乗した不法投棄、不適正処理、野焼きが行われることが予測されたため、産業廃棄物適正処理監視指導員（いわゆる産廃Gメン）が中心となってパトロールし、担当者が厳正な指導を行った。

### 2. 各期間における対応

#### (1) I期（平成23年3月11日～3月末）

- ・一般電話回線が不通となっていたため通報を受けることはなかった。

#### (2) II期（4月～6月）

- ・4月3日、農薬の不法投棄事件が発生し、現地を調査し、投棄された農薬を回収した。
- ・5月25日、災害ボランティアが朝から石巻市立大街道小学校付近で野焼きしていると苦情の電話が寄せられた。同日、現地に立ち入りし震災廃棄物を野焼き処理しないよう指導した。

### (3) Ⅲ期 (7月～)

- ・8月22日、石巻市牡鹿給分浜に災害廃棄物を不法投棄されたと土地所有者から苦情が寄せられ現地調査した。石巻市牡鹿総合支所から状況を聞き取りした。9月13日、現地を調査し、苦情の原因になっていた土砂は撤去済みであることを確認した。
- ・石巻市水産物流加工総合管理センター跡地に液体が不法投棄された疑いがあると石巻市から通報があり、11月10日、15日、現地を調査した。石巻市に対し不法投棄防止対策を講じるよう助言し、11月28日、対策がとられたことを確認した。

## 3. 実施結果

産業廃棄物適正処理監視指導員（石巻）による立入件数

	H23. 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H24. 1月	2月
立入件数	26	48	52	47	47	56	51	49	34	43	20

## 4. 考察・検証

津波でパトロール車が使用できなくなったが、4月中旬ごろからまで登米保健所からパトロール車1台を借用しパトロールを開始した（新車が配置され10月7日に返却した）。「看板」を背負った車による抑止効果は高く、震災の混乱状況に便乗した不法投棄や野焼きは、最小限に食い止められた。

## Ⅲ. PCB適正保管指導

### 1. 概要

津波で多くのPCB廃棄物が流出した。流出したPCB廃棄物をPCB廃棄物適正処理推進員（いわゆるPCBGメン）と担当者が電話等連絡のつかない事業所を実地に踏査し、流出したPCB廃棄物の発見に努めた。破損して発見されたトランスから油が漏れないように現地で補修した上で、一次仮置場に移動し保管するよう市町に要請した。

### 2. 各期間における対応

#### (1) I期 (平成23年3月11日～3月末)

- ・PCB含有廃棄物が流出したと事業者から相談を受けた。(3月28日、30日)

#### (2) II期 (4月～6月)

- ・石巻市、東松島市、女川町のPCB廃棄物保管事業者の被災状況確認調査を実施した。道路ががれきで埋まり事業所までたどりつけなかったり、地盤沈下で浸水し、入れなかった場所もあった。訪問した事業所も、復旧作業が始まっていないところもあり、状況が確認できないところが多かった。

#### (3) III期 (7月～9月)

- ・復旧作業もある程度進み、各事業所のPCB廃棄物の被災状況が確認できるようになってきた。PCB廃棄物が流出したか、既にながれきとともに撤去されたかしてPCB廃棄物を確認できない事業所、事業者と連絡がとれない事業所も一部あった。

#### (4) IV期 (10月～)

- ・沿岸部の被災状況確認調査も一巡し、最初の調査では確認できなかった保管事業所の継続調査等を行

っている。

### 3. 実施結果

PCBG メンの交替、車両の不足等の条件の中で、Ⅲ期の比較的早い時期には PCB 廃棄物の被災状況がある程度確認できた。

PCB 被災確認状況（H23 年 12 月 20 日現在、か所数）

	事業所数	立入済	届出済	流出・紛失
石巻市	104	86	99	14
東松島市	12	10	11	2
女川町	10	8	7	3
登米市	32	29	32	0

### 4. 考察・検証

震災以降、前任の PCBG メンと引き継ぎができない状況で通常と異なる対応をしなければならず、事業所の所在地から検証している状況であった。

担当以外のものでも非常時には確認できるよう、地図・事業所内保管場所等のデータベースの作成が必要かと思われた。

### 5. 今後の方向性

被災した事業所内で、基準に合わせた保管が難しくなっている事業所が見られるので、状況に合わせた継続的な指導が必要である。

## (2) 通常業務

### —食品衛生班—

#### I. 通常業務

##### 1. 概要

避難所の閉鎖後は許可申請が増加し、相談はほとんどが災害に関係した内容が継続している。申請及び相談に関しては随時対応しているが業務量としては例年より増加している。

##### 2. 業務再開状況・現状

災害からの復旧に関する相談が多く、施設基準の指導や廃業・新規申請及び申請手数料免除等の事務手続きに係る業務が増加した。

##### 3. 今後の対応

復旧に向けて今後も相談が多く寄せられることが予想されることから、班員の情報共有を徹底し、円滑な対応ができるようにする。

監視時に営業者の復旧状況を把握しつつ、許可申請や変更届けなどの事務的な手続きが適正に行われるように指導することが必要と思われる。

## I. 生活衛生営業施設等の指導状況

### 1. 概要

東日本大震災により当所管内の特に沿岸部において、旅館、理容所、美容所等の生活衛生営業施設等は壊滅的な被害を受けた。東日本大震災前後の各施設数及び監視件数は以下のとおり。

生活衛生営業施設数及び監視件数

業 種		旅館	興行場	公衆浴場	理容所	美容所	クリーニング所	計
施設数 及び 監視件数	H23. 3. 11 現在	262	4	22	412	515	164	1, 379
	H23. 3. 11 以降の新規 (内手数料免除)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	16 (8)	27 (13)	3 (1)	47 (22)
	H23. 3. 11 以降の廃止	26	0	1	41	38	4	110
	H23. 12. 31 現在	236	4	22	387	504	163	1, 316
H23. 12. 31 現在監視件数		14	0	7	23	29	11	84

### 2. 業務再開状況・現状

東日本大震災により被害を受けた者が、被災前の状態に復元することを支援するために、平成 23 年 5 月 1 日付けで旅館業法施行条例の一部を改正する条例、興行場法施行条例の一部を改正する条例、理容師法施行条例の一部を改正する条例、美容師法施行条例の一部を改正する条例、公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例及びクリーニング業法施行条例の一部を改正する条例が施行され、手数料免除について定められた。獣疫薬事班には、多くの被災した営業者より、さまざまな相談が寄せられたが、要件を満たした理容所 8 施設、美容所 13 施設及びクリーニング所 1 施設の計 22 施設が、平成 23 年 12 月 31 日までに手数料免除により新規開設することができた。

旅館業については、建設業者やボランティアなどの宿泊需要に応じられない状況が管内全体で続いており、新規の旅館業営業についての相談が多数寄せられており、今後許可申請件数が増えるものと思われる。また、沿岸部で被災した簡易宿所営業者は、今後、自宅の再建にあわせて営業再開もしくは新規許可申請について検討するものと思われるため、関係組合等と調整を行い各手続き方法について周知を行った。

### 3. 今後の方向性

被災した生活衛生営業施設について現地確認を行い、今後の営業再開に向けて、新規・変更等個々のケースに合わせた指導を行っていく。

## II. 動物取扱業に係る業務

### 1. 概要

動物取扱業の新規登録、更新、変更手続きに伴う事務処理及び監視指導業務等

## 2. 業務再開状況・現状

動物取扱業に関する事務手続きについては、震災後も相談があれば常に対応をしてきた。新規、更新、廃業及び監視件数については以下のとおり。

	4月～6月	7月～9月	10月～12月
新規件数	1	3	1
更新件数	0	4	3
廃業件数	1	2	6
監視件数	1	8	5

## 3. 今後の対応

新規申請、更新申請、変更届けやその他苦情受付及びその対応指導について継続して行っていく。

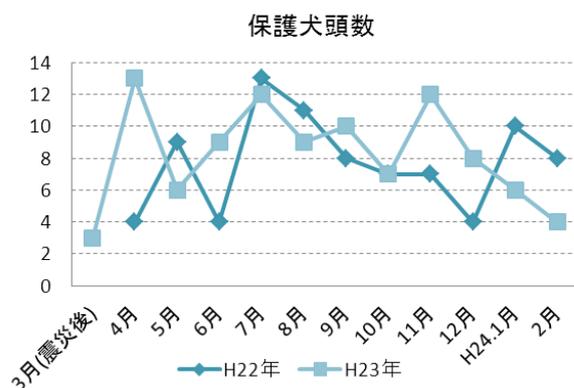
# Ⅲ. 犬の抑留及び犬猫の引取り

## 1. 概要

放浪犬の捕獲抑留や、所有者もしくは保護した住民からの犬猫の引取り及び負傷動物の保護業務

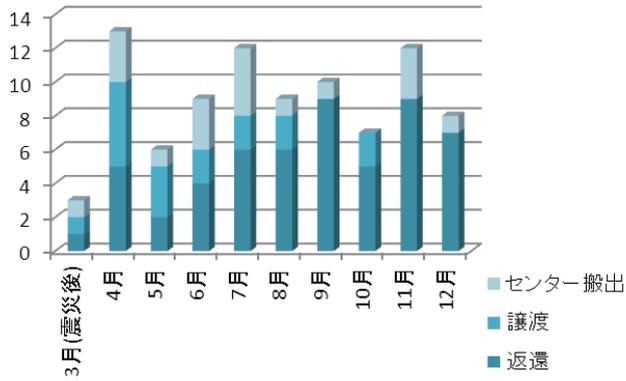
## 2. 業務再開状況・現状

津波により犬舎が被害をうけ、収容した動物については大崎保健所及び動物愛護センターに直接搬送していた。清掃等繰り返し犬舎が復旧したのが5月6日であり、それ以降については当所で通常業務を行うことができた。

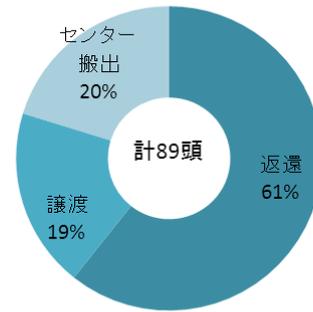


保護犬について、震災直後は多かったものの、その後についてはほぼ例年どおりとなり、11月、12月に多少多くなった。

保護犬の取扱

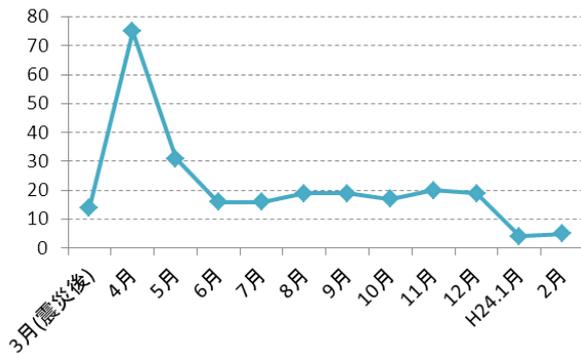


3～12月の保護犬取扱

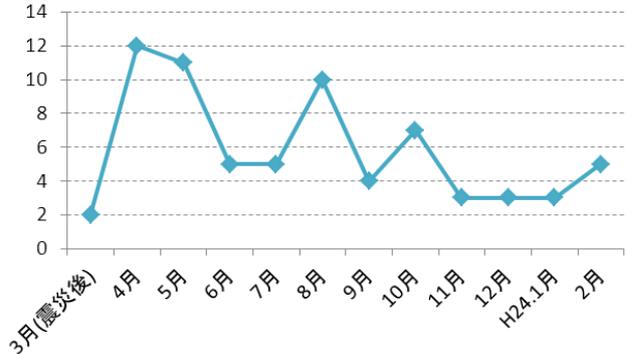


保護犬のその後の処置については多くが返還及び譲渡により飼い主及び新しい飼い主のもとに行くことができた。12月末までの返還及び譲渡となった保護犬は80%となった。

失踪犬照会(頭数)



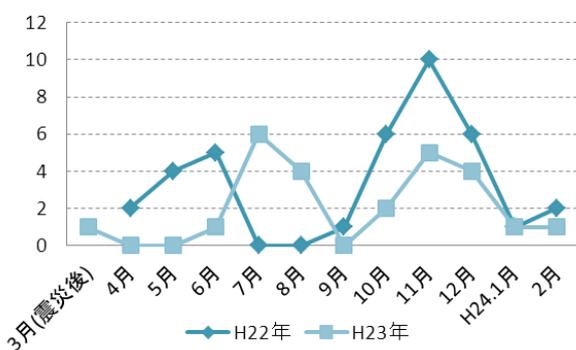
失踪猫照会(頭数)



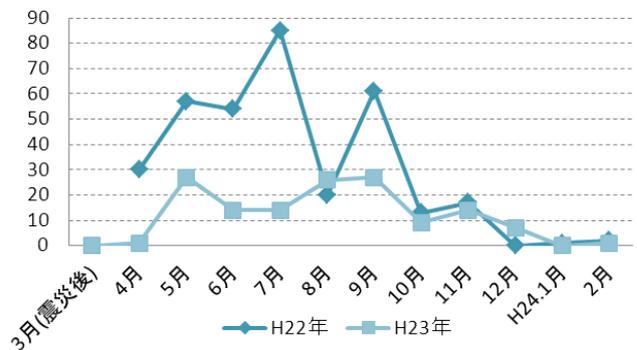
失踪犬の問い合わせについては、4月にピークがあり、5月までは多かったものの、6月以降はほぼ例年どおりの件数となった。失踪猫の問合せについては、4月、5月は比較的多かったものの例年と比べて大きな変化はなかった。

保護動物と失踪犬、失踪猫の照合作業を続けたが、震災時にいなくなった犬が当所から返還された事例はなかった。

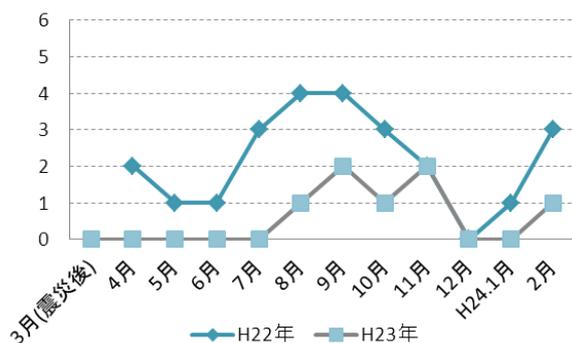
引取り頭数(犬)



引取り頭数(猫)



負傷動物保護頭数



犬の引取り頭数は震災後多くなると予想していたものの、特にそのような傾向はみられなかった。猫の引取り頭数については、例年所有者不明の仔猫の割合が8割をこえていたが、今年度は震災の影響で4月～9月の引き取り頭数が大幅に減少していた。負傷動物については昨年度よりやや少ないものの大きな違いはみられなかった。

### 3. 今後の対応

避難所も閉鎖され、応急仮設住宅に移りある程度落ち着いてきている状況で、今後動物の引取り相談の件数は増えてくることが予想される。個々の相談に応じて、適切なアドバイスや対応をしていく。

## IV. 薬事関係施設の立入検査状況

### 1. 概要

当所では震災後、しばらくの間、薬事関係施設（毒物劇物取扱施設及び麻薬取扱施設等も含む）の立入検査等通常業務を中断し、震災に伴う業務に没頭してきた。しかし、石巻専修大学へ移動後、従来使用していた薬事システムが使用可能となり、また他機関からの協力により徐々に公用車も増えガソリンの入手が容易になったことから、通常業務である薬事関係施設の立入検査が次第に可能な状況になった。

なお、薬事関係施設の立入検査は被災状況調査も併せて行ったものである。

### 2. 震災後立入検査件数・現状

- ・平成23年3月下旬から被災状況調査を含め薬局の立入検査を開始した。
- ・5月から店舗販売業等薬事関係の立入検査を開始した。
- ・5月から9月まで被災状況調査のため毒物劇物取扱施設等の立入検査を行った。
- ・7月から9月まで被災状況調査を含めた特例販売業の立入検査を行った。
- ・麻薬廃棄等の際、適宜、麻薬診療施設等の立入検査を行った。
- ・更新対象施設は原則として立入検査を励行している。
- ・震災後から平成24年1月現在までの薬事関係施設許可等申請件数

薬局 5件、店舗販売業 12件、卸売販売業 3件、毒物劇物販売業 7件、麻薬小売業免許（継続は除く） 6件

立入検査件数

	4月～6月	7月～9月	10月～12月
薬局	9	21	15
店舗販売業	0	9	13
卸売販売業	0	2	1
特例販売業	0	22	0
高度管理医療機器	0	0	5
毒物劇物販売業	11	20	20
麻薬小売業者	2	13	6
計	22	87	60

### 3. 今後の対応

管内の薬事関係施設は6月末日で震災に伴う届出書の提出がほぼ完了し、震災に伴う届出事務処理が一段落した。また、6月末頃には沿岸部での道路網の整備されたことに伴い、連絡がとれなかった石巻市雄勝地区や同市牡鹿地区の薬事関係施設に立入検査が可能になった。これらにより、7月から本格的な薬事関係施設立入検査を開始したが、壊滅的な被害を被った石巻市雄勝地区及び牡鹿地区の特例販売業を初めとする多くの施設は、いずれも被害状況調査となってしまった。

また、再開した施設や津波浸水範囲以外に位置する施設であってもライフラインの寸断等今回の震災の影響を受けていることから被害状況調査を含めた立入検査となり、検査は長時間となった。

今後は、平成24年6月1日付けで改正薬事法が施行されることから、このことを周知させるためにも薬局及び医薬品販売業の立入検査件数を増やしていきたいと考える。

## I. 公害防止対策・自動車リサイクル業務

### 1. 概要

公害関係法令に基づき工場・事業場に設置される特定施設の届出関係業務及びこれらの事業場に対する立入検査を実施し、特定施設の適正な維持管理と排出規制基準の遵守について指導を行った。

また、自動車リサイクル法に基づく登録・許可業務及び立入検査を実施し、適正処理について指導を行った。

### 2. 業務再開状況・現状

届出の受理は震災から約1か月後から通常の業務を実施しているが、通常の立入や排水検査については検査実施機関が被災したことにより、8月から再開している。

公害関係特定施設に関する届出件数については下記に示したが、廃止件数が既に昨年度の件数を上回っている。その他については昨年度より少ない件数となることが予想される。

	特定施設の届出件数			(平成24年2月末現在)	
	大気汚染防止法	水質汚濁防止法	公害防止条例	平成23年度計	平成22年度計
設置届出	23	16	0	39	37
構造変更等届	0	11	1	12	24
氏名等変更届	8	11	2	21	62
承継届	5	4	1	10	34
廃止届出	25	60	2	87	41
平成23年度計	61	102	6	169	—
平成22年度計	41	135	22	—	198

自動車リサイクル法に基づく登録・許可件数については下記に示したとおり、新規登録・許可件数が昨年度を上回っている。

	自動車リサイクル法に基づく登録許可件数			(平成24年2月末現在)	
	新規登録・許可	更新登録・許可	廃止	平成23年度計	平成22年度計
引取業	8	3	2	13	19
70種類回収業	3	0	1	4	8
解体業	5	1	0	6	9
破砕業	1	0	0	1	1
平成23年度計	17	4	3	24	—
平成22年度計	12	11	14	—	37

### 3. 今後の対応

関係法令に基づき適正に対応するとともに、公害関係業務については今年度前半に実施できなかった通常立入及び排水検査を実施する。

## I. 不法投棄・不適正処理の監視指導

### 1. 概要

昨年まで通常業務として行われていた不適正処理業者の監視指導については、石巻管内（石巻市、東松島市、女川町）と登米管内（登米市）とで大きな差があった。石巻管内の津波被害や水没被害が大きかった沿岸部や河川付近においては、監視指導できる状態ではなく、むしろ事業者の安否や事業所の状態の確認などを行う業務が主であった。登米管内は、地震の影響で倒壊した家屋等はあるものの、津波の影響がないため、例年どおりのパトロールにより監視指導を行った。

### 2. 業務再開状況・現状

石巻管内においては、津波により事業所や保管廃棄物が流出してしまった不適正保管事業者もいたが、石巻管内の津波被害のない地区や登米管内については、通常どおりのパトロールを行い、不適正保管事業者等の監視指導を行った。被害のない事業者の保管状況としては、震災による影響で被災自動車やその他の金属くず等が大量に出たことから各方面から搬入し、保管量が以前より増加している事業者や震災で仕事が忙しくなり、保管廃棄物の処理に着手できない事業者もいた。その後、震災の影響が少しずつ落ち着き始めるとともに、その処理にも着手し始めているのがうかがえる。

### 3. 今後の対応

震災の影響が薄れる中で、不法投棄や不適正処理が行われないように、今後は通常業務としての不法投棄・不適正処理・保管の監視指導に時間を取り、これらの対策を行っていくこととする。

## II. 廃棄物処理業・施設等許認可事務

### 1. 概要

- ・廃棄物処理業及び廃棄物処理施設等の許認可

### 2. 業務再開状況・現状

産業廃棄物の収集運搬業及び処分業の更新許可申請については、有効期限の延長措置により、震災後に許可の有効期限を迎えた事業者のほとんどが許可を更新した。また、津波により事業所や車両等を流失したことによる許可証の再発行申請願が提出されたり、車両の流出による減車やそれに伴うリース契約車両の取得等による増車といった変更届の提出が多々見受けられた。

施設許可においては、震災廃棄物の処理を行うための移動式破碎機の新規設置許可及び既存の産業廃棄物処理施設を一般廃棄物処理施設として設置する廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の特例届出や管内市町が震災廃棄物仮置き場に設置する一般廃棄物処理施設の届出が相次いだ。

### 3. 今後の対応

各事業所では、震災後に修復や変更のあった事項について、変更届出などを忘失していることも考えられることから、引き続き立入検査などを通して、事業所の現状の把握と必要な手続きを行うように指導していく必要がある。

### Ⅲ. PCB廃棄物適正処理

#### 1. 概要

・PCB 保管事業者への指導

#### 2. 業務再開状況・現状

PCB 保管状況調査報告書を例年 6 月 30 日までに報告してもらうこととなっている。報告期限までに提出された報告書が少なかったため、未提出の事業者には郵送で通知したところ、電話・訪問等で報告書の提出以外にも被災した事業所での保管等の相談があった。9 月末までには連絡のつかない事業者以外からは報告書の提出があった。

#### 3. 今後の対応

震災によって新たに発生した PCB 廃棄物の保管事業者についての保管方法・届け出について指導を行う。また、被災した事業所内で、基準に合わせた保管が難しくなっている事業所が見られるため、状況に合わせた継続的な指導が必要である。

### Ⅳ. 一般廃棄物処理に関する市町村等指導（ごみ処理広域化）

#### 1. 概要

気仙沼・登米ブロックごみ処理広域化推進協議会では、「宮城県ごみ処理広域化計画（平成 11 年 3 月）」における、施設整備目標（平成 24 年度に 206 トン／日の処理能力の施設を 1 施設建設する。）に向けて協議を行ってきた。平成 22 年 2 月 9 日に開催した幹事会において専門部会を設置することを決定した。

平成 22 年度の専門部会では、地域循環型社会形成推進地域計画（案）の策定に向けて、同協議会に客観的な資料を示し、その方向性を判断してもらうための資料収集や基礎調査を行い平成 23 年 3 月 16 日に報告書の最終案を作成し、3 月 25 日に幹事会で報告する予定であったが、東日本大震災の発生により作業などが中止となっていた。

#### 2. 業務再開状況・現状

平成 23 年 12 月 8 日、専門部会を開催し、報告書（案）の骨子が完成した。

なお、報告書には、東日本大震災で燃やせるごみ処理に関して実施した緊急対応について書き加えた。平成 24 年 2 月 15 日、幹事会で専門部会から報告書（案）を提示した。

#### 3. 今後の対応

現在、専門部会では幹事会からの指示を受けて、報告書（案）の手直し作業を行っている。

平成 24 年度には、平成 12 年 2 月以来開催されていない協議会で報告する計画としている。